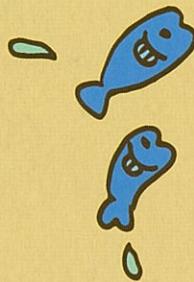
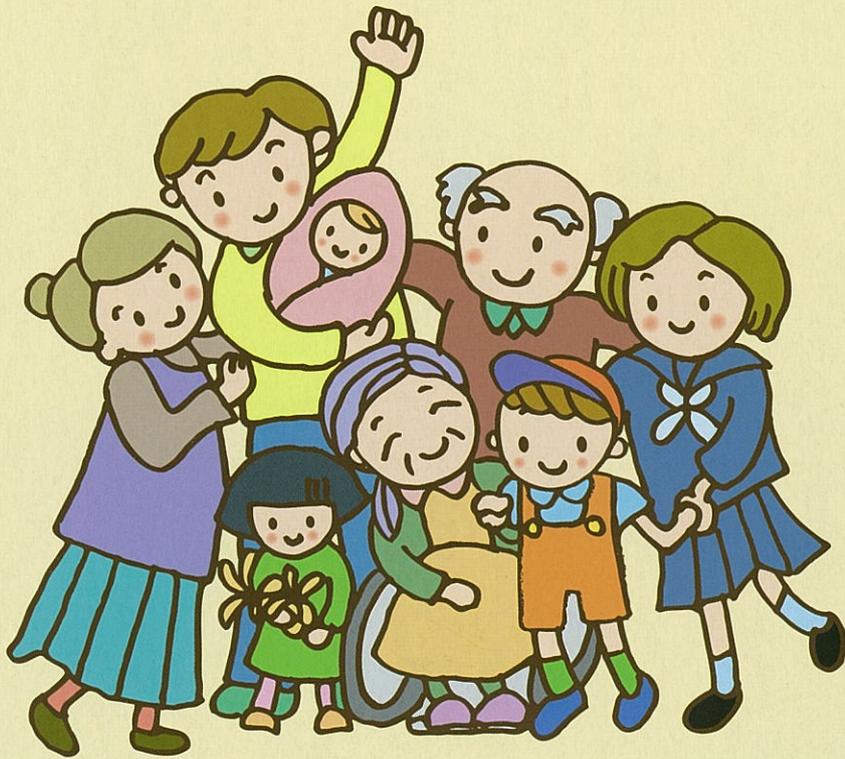




第2期対馬市地域福祉計画



平成25年3月
対馬市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉の考え方	1
3 計画の位置づけ	4
4 各計画との関係	5
5 計画の期間	5
6 策定の体制	6
第2章 対馬市の概況	8
1 沿革・位置・面積・地勢	8
2 人口・世帯数	8
3 高齢者・障がい者の状況	10
4 就業の状況	11
5 地域福祉に関する資源・活動の状況	13
第3章 対馬市地域福祉の現状・課題	23
1 アンケート調査結果にみる市民の意識・状況	23
2 ヒアリング調査結果にみる現状・課題	44
3 課題のまとめ	47
第4章 計画の基本的な考え方	48
1 基本理念と将来像	48
2 基本目標	49
3 取り組みの体系	50
第5章 取り組み内容と役割分担	51
1 みんなで支え合う地域づくり	51
2 自分にあった支援を受けながら暮らせる地域づくり	61
3 柔軟な福祉の取り組みが行われる地域づくり	67
4 安心して住みよい地域づくり	71
第6章 計画の推進	75
1 協働による計画の推進	75
2 計画の点検・評価	76
資料編	77
■ 対馬市地域福祉計画策定委員会設置要綱	77
■ 対馬市地域福祉計画策定委員会委員名簿	79
■ 計画策定の経緯	80
■ 用語解説	81

はじめに



近年、少子高齢化や核家族化の進行、生活習慣や価値観の多様化などにより、かつてのような住民相互の社会的なつながりが希薄となる中、地域における福祉ニーズや生活における課題は複雑、多様化しています。

これらすべての福祉ニーズや生活課題を解決するためには、公的制度による支援だけでなく、地域における福祉の向上の取り組みが不可欠となってきております。

これからのまちづくりは、行政はもとより地域社会を構成する一人ひとり、ボランティアやNPO、各種団体、企業などが共に考え共に取り組み、子どもも高齢者も、障がいのある人も全ての人々が尊厳をもって、それぞれに望まれる役割に基づき地域社会を築いていくことが求められています。

そこで本市では、市民の皆様の参画や協働を得て、「ふれあい・わかちあい・支えあい みんなでつくる幸せつしま」を将来像とする「対馬市地域福祉計画」を平成20年3月に策定し、今回、見直し時期であることを受け、平成25年度から平成29年度までの5カ年を計画期間とする「第2期対馬市地域福祉計画」を策定しました。

この計画は、地域福祉をさらに実行推進していくことを念頭に、誰もが愛着ある住み慣れた地域で幸せに暮らせるように、市民の皆さんが自分たちの暮らしている地域に関心を持ち、地域の課題を共有し、お互いに助け合い・支え合う地域づくりを目指すものです。

また、東日本大震災を教訓として、災害時要援護者への支援などの新たな施策とも連携し、地域の「絆」づくりを進めるため、この計画を積極的に展開してまいります。

最後に、この計画を策定するにあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました「対馬市地域福祉計画策定委員会」の委員の皆様、そしてアンケート調査及びヒアリング調査にご協力をいただきました市民の皆様や多くの関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成25年3月

対馬市長 財部 能成

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉の考え方	1
3 計画の位置づけ	4
4 各計画との関係	5
5 計画の期間	5
6 策定の体制	6
第2章 対馬市の概況	8
1 沿革・位置・面積・地勢	8
2 人口・世帯数	8
3 高齢者・障がい者の状況	10
4 就業の状況	11
5 地域福祉に関する資源・活動の状況	13
第3章 対馬市地域福祉の現状・課題	23
1 アンケート調査結果にみる市民の意識・状況	23
2 ヒアリング調査結果にみる現状・課題	44
3 課題のまとめ	47
第4章 計画の基本的な考え方	48
1 基本理念と将来像	48
2 基本目標	49
3 取り組みの体系	50
第5章 取り組み内容と役割分担	51
1 みんなで支え合う地域づくり	51
2 自分にあった支援を受けながら暮らせる地域づくり	61
3 柔軟な福祉の取り組みが行われる地域づくり	67
4 安心して住みよい地域づくり	71
第6章 計画の推進	75
1 協働による計画の推進	75
2 計画の点検・評価	76
資料編	77
■ 対馬市地域福祉計画策定委員会設置要綱	77
■ 対馬市地域福祉計画策定委員会委員名簿	79
■ 計画策定の経緯	80
■ 用語解説	81

～ 「障害」と「障がい」の表記について ～

障害者福祉の用語について、「害」という漢字表記が一般的に否定的なイメージにつながることから、一部平仮名を使う場合も見られるようになってきました。このため本計画書では、施設名などの固有名詞や法律用語などを除き、人や人の状態を表す場合は、「障がい」と表記しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成20年3月に平成20年度から平成24年度を計画期間とする「対馬市地域福祉計画」を策定し、市、市民及び地域が協力し、地域住民の福祉課題を暮らしの場である身近な地域での支え合い・助け合いを通じて支援する関係づくり、地域福祉の推進を図ってきました。

しかし現在までの間、全国的に少子高齢化や世帯の核家族化・単身化が急速に進行するとともに、地域や家族の絆が希薄になるだけでなく、子ども、障がい者、高齢者への虐待、高齢者の孤独死、ひきこもり、青少年の犯罪、いじめ、消費者被害など様々な問題が生じています。

また、平成23年3月には、東日本大震災が発生し、あらためて地域コミュニティの必要性が再確認されている中、今後、地域福祉を推進していく上では、日常からのつながりや災害時における要援護者への支援体制の構築も求められています。

このような背景から、市民と行政との協働のもとで、本市における新たな地域ケア体制を構築し、地域福祉を推進するため、その指針として平成25年度から平成29年度を計画期間とする「第2期対馬市地域福祉計画」を策定します。

2 地域福祉の考え方

地域には、子どもから高齢者までの幅広い世代をはじめ、障がいのある人・ない人などが、ともに生きるという考え方のもとに、互いに人権を尊重し、生活の拠点である地域において、支え合い・助け合いながら生活しています。

私たちがともに暮らすこの地域は、少子高齢社会の進展の中にあります。そしてその中で展開されている「福祉」には、介護保険サービス、子育て支援や子どもたちの健全育成、障がいのある人への支援といった実に様々な側面があります。それらのサービスの提供や支援は、社会福祉制度に基づく行政サービスの一環として実施されたり、民間の独自の取り組みとして実施されたりしています。そして、地域ボランティアや福祉サービス事業者などの人たちが、その大きな担い手として活躍されています。

今後、少子高齢化の問題や近所付き合いの減少、景気の伸び悩みなどが私たちの暮らしに大きな影響を与え、様々な課題がさらに増えていくことが予想されます。こうした課題に対し、地域住民や地域ボランティア、福祉サービス事業者などの福祉活動に関わる人たち、そして行政機関などがそれぞれの役割や特性を活かすことが必要です。その上で、地域でともに暮らす人たちが互いに支え合い・助け合いながら、よりよい方策を見出していこうというのが、地域福祉の考え方です。

【地域の役割】

地域での課題について、よりよい方策を見出していくためには、

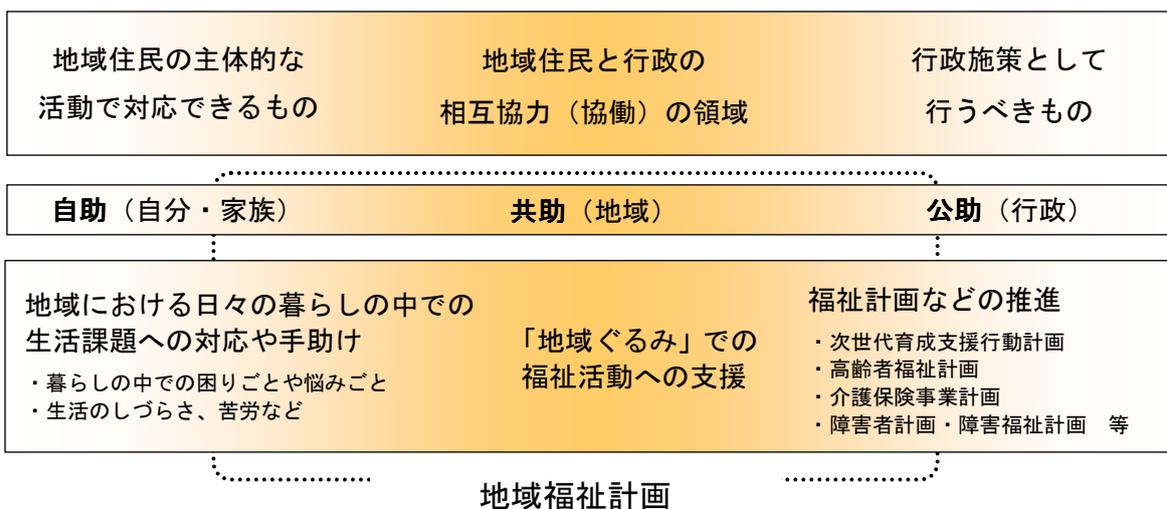
- 地域ごとに内容が様々であり、地域の実情に応じた多様な対応が必要
- 日常生活に密着したものであり、きめ細かな個別の対応が必要

であることから、全市的に統一した公的な福祉サービス(公助)で対応するだけでなく、各地域において、市民が行政との協働・役割分担のもとで、「地域での支え合い・助け合いによる福祉(共助)」で対応することが重要になります。

＜地域福祉の向上に向けた3つの助け＞

じじよ 自助	個人や家族による支え合い・助け合い (自分でできることは自分です)
きょうじよ 共助	地域社会における相互扶助 (隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う) 地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え (「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い、助け合う)
こうじよ 公助	公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス提供 (行政でなければできないことは、行政がしっかりとする)

＜「自助」「共助」「公助」と地域福祉計画の関係(イメージ)＞



社会福祉法(抜粋)

(目的)

第1条

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

平成12年、それまでの「社会福祉事業法」は改正され、「社会福祉法」となりました。その際同法の目的を示す条文の中に「地域福祉」という言葉が使用されることになりました。そして同法では、関連する条文において「地域福祉」の推進などに関する考え方や施策の進め方などが明記されています。

(地域福祉推進)

第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へと改正される中で、地域住民並びに社会福祉に関する活動を行うもの(地域ボランティア等)が、公的機関や社会福祉法人などとともに連携を図りながら、地域福祉の推進の重要な担い手とならなければならないことが明記されました。

3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけます。対馬市における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔のみえる関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

なお、本計画と対馬市社会福祉協議会が平成 25 年度に見直しする「地域福祉活動計画」とは、理念・方向性を同じくするものであり、両計画の策定にあたっては、その過程や内容の共有を図るものです。

社会福祉法(抜粋)

(市町村地域福祉計画)

第 107 条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

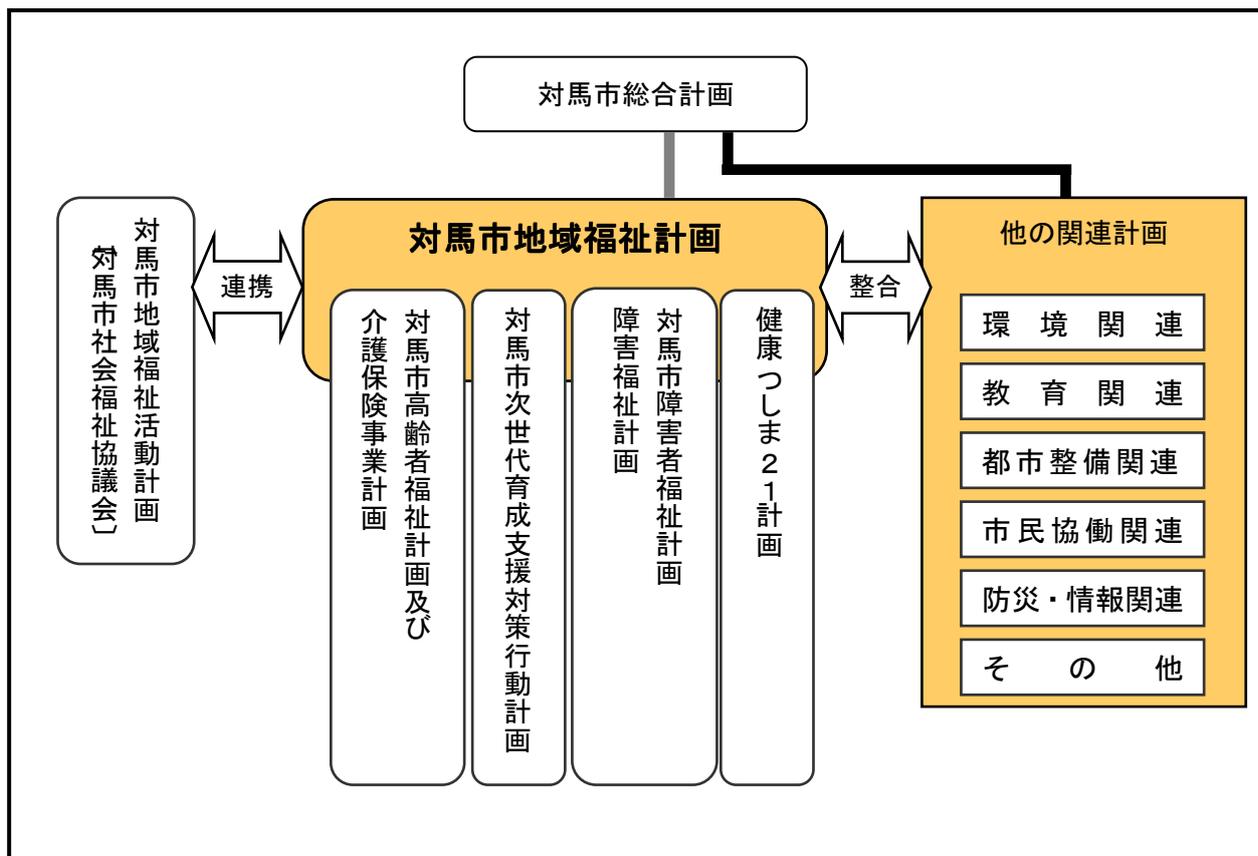
- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

【地域福祉計画と地域福祉活動計画の比較】

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
作成主体	行政	社会福祉協議会
性格	行政計画	民間計画
理念・方向性	公民協働で地域の課題の把握、解決への取り組みを行い地域福祉を推進する。	
内容	・公的福祉サービスの基盤整備及び提供 ・民間福祉サービスの支援	・民間福祉サービスの提供
	行政・民間福祉サービスの連携、協働、コーディネート	

4 各計画との関係

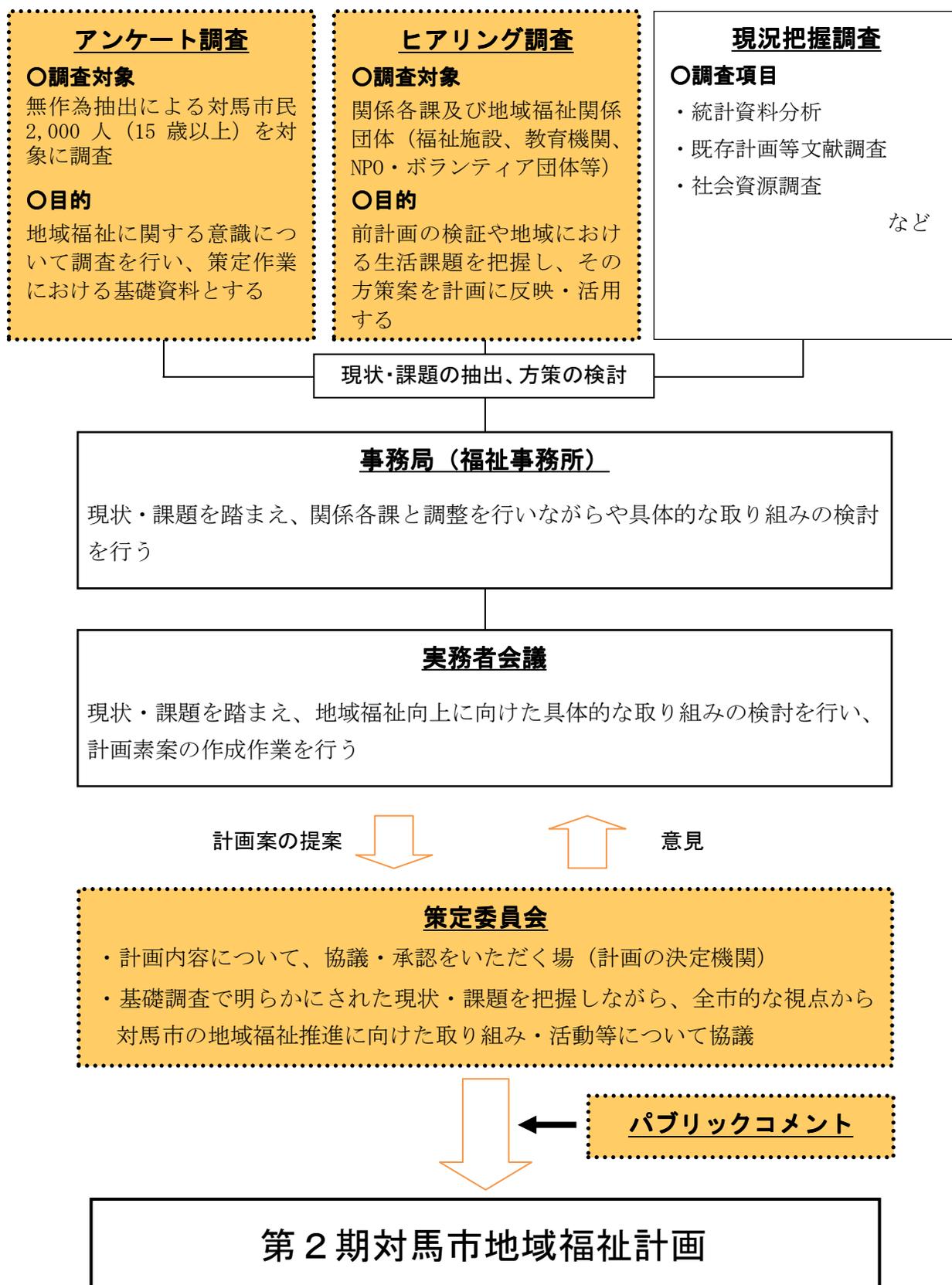
本計画は、「第1次対馬市総合計画（後期基本計画）」を上位計画とした計画であり、保健福祉分野における個別計画（「対馬市高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画」「対馬市障害者福祉計画・第3期対馬市障害福祉計画」「対馬市次世代育成支援対策行動計画後期計画」「健康つしま21計画」）に共通する地域福祉推進の理念を相互につなぐとともに、各計画に基づく施策が地域において、より効果的に展開されることを推進する役割をはたします。



5 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。ただし、社会状況の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

6 策定の体制



※ [点線枠] は、市民参画による策定プロセスを示す

【アンケート調査の実施概要】

- (1) 調査実施期間：平成 24 年 7 月 30 日～8 月 13 日
- (2) 調査対象者：対馬市在住の満 15 歳以上の方から無作為に抽出した 2,000 人
- (3) 調査方法：郵送配付・郵送回収、本人記入方式
- (4) 配付数及び回答状況等：配付数 2,000 回答数 666 回答率 33.3%

【ヒアリング調査の実施概要】

- (1) 調査実施期間：平成 24 年 9 月 5 日～9 月 18 日（調査票配付・回収）

- (2) 調査対象者：

<p>(地域福祉分野)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO対馬郷宿 ・親の会 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人国境の島・つしまネットワーク
<p>(高齢者福祉分野)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・対馬市社会福祉協議会 ・介護老人保健施設 結石山荘 ・上県町通所介護事業所 喜多の苑 ・特別養護老人ホームわたづみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・対馬市民生委員児童委員協議会連合会 ・対馬市老人クラブ連合会 ・対馬老人ホーム ・NPOハートフルサポート
<p>(児童福祉・子育て分野)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・対馬市社会福祉協議会 ・美津島町地域子育て支援センター ・親愛児童クラブ ・あすか学童クラブ ・学童保育けいめい第2クラブ ・アップルかみつしま 	<ul style="list-style-type: none"> ・対馬市民生委員児童委員協議会連合会 ・地域で子育てを楽しむ会 ・豊玉ふれあい広場 ・学童保育けいめい ・子育てルーム アップル
<p>(障害福祉分野)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・対馬市社会福祉協議会 ・精神保健福祉ボランティアやまびこ ・対馬市身体障害者福祉協会連合会 ・あいネットつしま ・対馬ひまわり会 ・杉の木ホーム ・NPO法人 信友会 	<ul style="list-style-type: none"> ・対馬市民生委員児童委員協議会連合会 ・対馬こども療育デイサービスセンター ・対馬市手をつなぐ育成会 ・あゆみ園 ・対馬恵風館 ・ワークハウスほのぼの ・対馬にも特別支援学校の設置を望む会
<p>(関係各課等)</p>	
<p>第 1 期計画の進捗を関係各課でシートにより検証</p>	

第2章 対馬市の概況

1 沿革・位置・面積・地勢

平成16年3月1日に旧6町（厳原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町）が合併して誕生した本市は、九州最北端、日本海の西側に位置する南北82km、東西18kmの細長い島のまちです。708.66km²の面積を有し、島としては日本で3番目の大きさです。北西は対馬海峡（西水道）を隔てて朝鮮半島に面し、南東は対馬海峡（東水道）を隔てて壱岐島、九州本土に面しており、博多までの海路138kmに対して韓国の釜山まではその半分以下の49.5kmの近さにある国境の島です。

山間部が多く平地が少ないことから、市街地と点在する集落が離れており、地域の生活環境にも大きな違いがみられます。

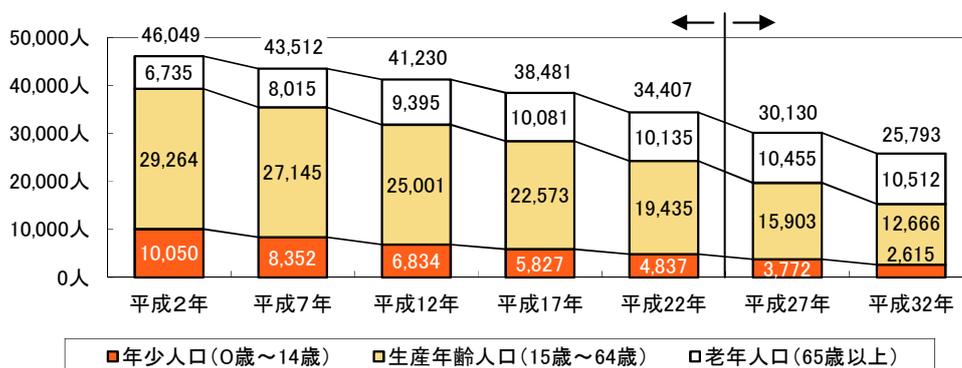
2 人口・世帯数

（1）人口及び人口構成の推移

本市の人口は、近年減少の一途をたどっており、平成22年では20年前の平成2年に比べ25.3%減少しています。

年齢三区分別にみると、そのうち0～14歳の年少人口は51.9%、15～64歳の生産年齢人口は33.6%、それぞれ減少しているのに対し、65歳以上の高齢者人口は50.5%増加しており、少子高齢化が急激に進んでいる状況といえます。平成22年の高齢化率は市全体では29.5%と高い割合となっています。

■年齢三区分別人口の推移



資料：国勢調査

※人口推計は平成17年と平成22年の数値でセンサス変化率法を用いて算出

地域別の状況をみると、人口増加率は全ての地域で減少傾向にあるものの、平成17年から平成22年の5年間で美津島地域は4.6%減にとどまっているのに対し、上県地域では14.3%減と、人口減少の割合に3倍以上の開きがみられ、その差が顕著です。

また高齢化率は、最も高い峰地域が36.8%で、最も低い厳原地域の高齢化率25.7%と比較して11.1ポイント上回るなど、高齢化の状況に地域差がみられます。

■面積・人口・世帯の状況（市及び各地域）

	対馬市						
	対馬市	厳原	美津島	豊玉	峰	上県	上対馬
面積	708.85 km ²	175.59 km ²	119.98 km ²	75.21 km ²	72.41 km ²	157.71 km ²	107.57 km ²
総人口	34,407人	12,684人	7,841人	3,746人	2,296人	3,505人	4,335人
(参考)平成17年総人口	38,481人	14,417人	8,216人	4,259人	2,575人	4,092人	4,922人
高齢者人口	10,135人	3,260人	2,141人	1,162人	845人	1,236人	1,491人
高齢化率	29.5%	25.7%	27.3%	31.0%	36.8%	35.3%	34.4%
世帯数	13,813世帯	5,411世帯	2,811世帯	1,447世帯	924世帯	1,460世帯	1,760世帯
人口増加率(5年間)	-10.6%	-12.0%	-4.6%	-12.0%	-10.8%	-14.3%	-11.9%

資料：国勢調査

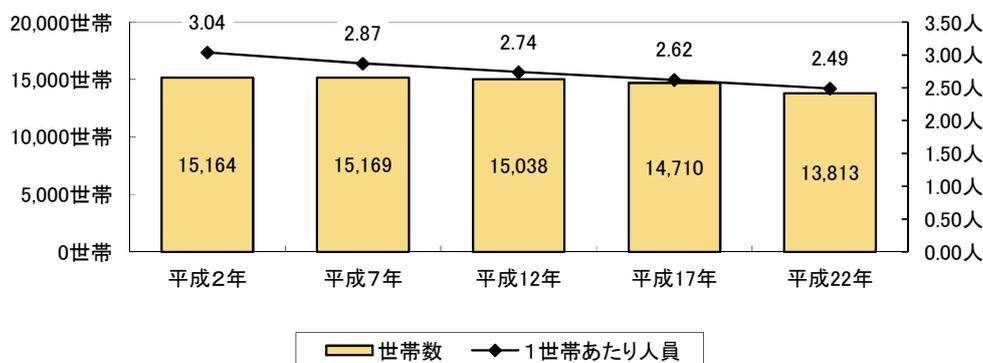
※数値は平成22年10月1日現在

※人口増加率は平成17年及び平成22年国勢調査の比較

(2) 世帯数の推移

世帯数も近年減少傾向にあります。人口の減少と比べるとその速度は遅く、1世帯あたりの人員が減少し、核家族化が進んでいることがうかがわれます。

■世帯数と1世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査

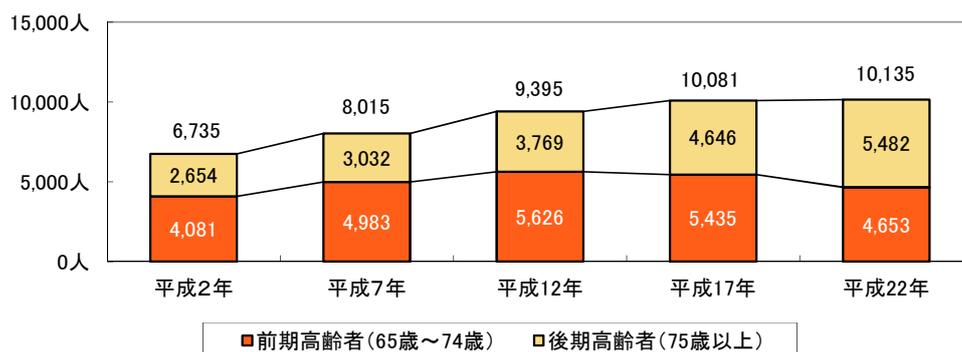
※1世帯あたり人員は総人口／総世帯数として算出

3 高齢者・障がい者の状況

(1) 高齢者数の推移

本市の高齢者数は、年々増加しています。近年特に75歳以上の後期高齢者の増加が著しく、平成22年には全高齢者の54.1%にあたる5,482人が後期高齢者となっています。

■高齢者数の推移



資料：国勢調査

(2) 要介護（支援）認定者の状況

要介護（支援）認定者数は、平成24年3月現在2,411人で、認定率（第1号被保険者数に占める要介護（支援）認定者の割合）は23.6%となっています。認定率は長崎県、全国より高くなっています。また、要介護（支援）度別の割合をみると、「要支援1」「要支援2」の割合が県や全国に比べ高いのが本市の特徴です。

■要介護（支援）認定者の状況

単位：人、%

	対馬市		長崎県		全国	
	認定者総数 に占める割合	認定者総数 に占める割合	認定者総数 に占める割合	認定者総数 に占める割合		
要支援1	639	26.5	14,954	17.7	689,520	13.0
要支援2	383	15.9	13,289	15.7	708,863	13.4
要介護1	364	15.1	16,529	19.6	964,812	18.2
要介護2	319	13.2	13,093	15.5	947,855	17.9
要介護3	236	9.8	10,588	12.5	720,371	13.6
要介護4	245	10.2	8,915	10.6	664,608	12.5
要介護5	225	9.3	7,031	8.3	607,082	11.4
合計	2,411		84,399		5,303,111	
第1号被保険者数	10,195		373,554		29,771,235	
要介護（支援）認定率	23.6		22.6		17.8	

資料：介護保険事業状況報告（平成24年3月分）

※ 要介護（支援）認定者数は第2号被保険者分も含む

(3) 障害者手帳等所持者数

平成23年現在、身体障害者手帳の所持者は2,327人、療育手帳の所持者は261人、精神障害者保健福祉手帳の所持者は282人、自立支援医療（精神通院）受給者証の所持者は409人となっています。

■障害者手帳等所持者数

単位：人

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
身体障害者手帳所持者	視覚障がい	230	229	224	223	197
	聴覚・平衡機能障がい	303	312	309	316	298
	音声・言語・そしゃく機能障がい	19	18	18	18	18
	肢体不自由	1,113	1,146	1,140	1,172	1,138
	内部障がい	642	653	672	691	676
	合計	2,307	2,358	2,363	2,420	2,327
療育手帳所持者		280	283	285	282	261
精神障害者保健福祉手帳所持者		229	246	233	233	282
自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数		224	229	381	305	409

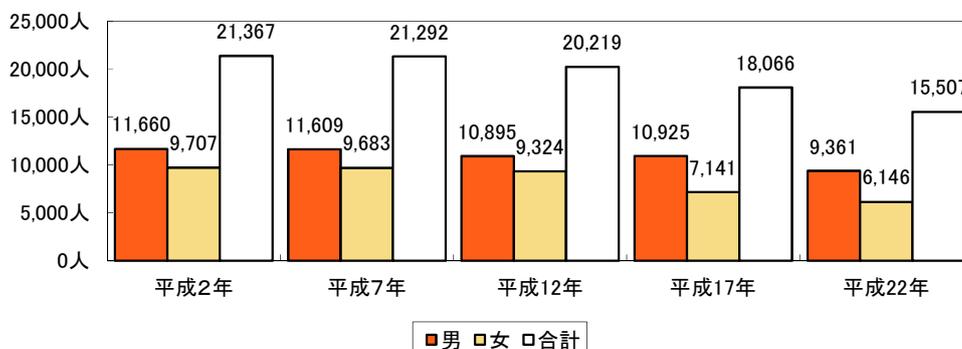
資料：第3期対馬市障害福祉計画（各年3月末現在）

4 就業の状況

(1) 就業者数の推移

本市の就業者数は、総人口の減少に伴って減少傾向にあります。男女別にみると、近年特に女性の就業者数の減少が目立ちます。

■就業者数の推移



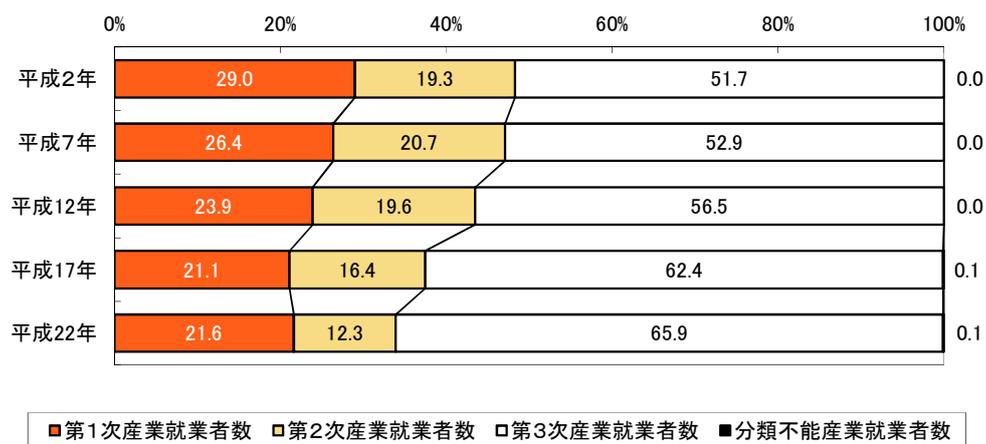
資料：国勢調査

(2) 産業別就業者割合の推移

第1次産業の就業者の割合が高いのが本市の特徴です。

近年第1次産業は減少傾向にありましたが、平成22年は微増しています。また、第2次産業の就業者の割合は年々減少傾向にあり、第3次産業の就業者の割合が増加傾向にあります。

■産業別就業者割合の推移



資料：国勢調査

5 地域福祉に関する資源・活動の状況

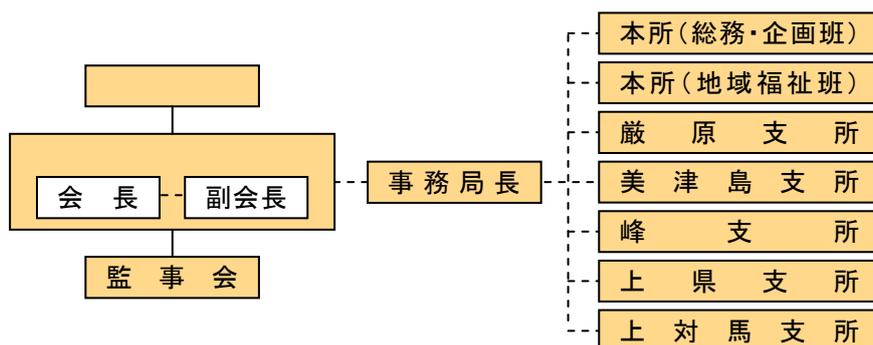
(1) 対馬市社会福祉協議会

対馬市社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。この目的のために、次のような事業を行っています。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

多くの住民や関係団体が参加して組織し、地域の社会福祉関係者の協力を得ながら、住民参加による福祉活動を推進することにより、全ての住民が生涯安心して幸せに暮らせる社会づくりを行っています。

■対馬市社会福祉協議会組織構成図



■対馬市社会福祉協議会の主な事業内容

- ① ボランティアセンターの充実強化（ボランティア養成講座、災害ボランティアの養成、ボランティア相談・登録・斡旋、人材バンクの設置、ボランティアニーズ・要援護者調査の実施、市民ボランティア連絡協議会の運営、共同募金配分金助成事業の推進）
- ② ふれあい学習の推進（推進協議会の設置、あいさつプラスワン運動の実施、福祉推進校指定事業、福祉出前講座等市民向け講習会の開催）
- ③ 総合相談事業の充実強化（無料法律相談の実施、心配ごと相談事業の実施、他相談機関とのネットワークの構築、結婚相談所の開設）
- ④ 福祉あんしんセンター対馬の設置運営（日常生活自立支援事業の実施）
- ⑤ 福祉資金貸付事業の実施（対馬市福祉資金、生活福祉資金、高齢者・障害者住宅整備資金）
- ⑥ 在宅サービス事業の実施（訪問介護事業、訪問入浴介護事業、通所介護事業、居宅介護支援事業、外出支援事業）
- ⑦ サロン事業、健康維持のための各種講習会の実施（高齢者・障がい者・子育てサロンの実施、健康維持のための講習会等の開催）
- ⑧ 地域見守り事業の実施
- ⑨ 対馬市シルバー人材センターの運営
- ⑩ 祭壇貸付事業の実施
- ⑪ 広報・啓発活動の充実（社協だよりの発行・ホームページの開設）
- ⑫ 対馬市関連部署との連携強化
- ⑬ 民生委員・児童委員との連携強化（協議会の運営支援）
- ⑭ 当事者団体との連携強化（会の運営支援）
- ⑮ 市民アンケートの実施、目安箱の設置
- ⑯ 地域福祉活動計画の見直し
- ⑰ 基盤強化・活動中長期計画の見直し

(2) ボランティア団体

本市には、福祉・まちづくりなど様々な分野で活動を行っているボランティア団体が複数あります。

団体名称	活動内容	所在地
対馬老人ホーム 愛護団体	公園の清掃・草刈、美化活動。	美津島
対馬で映画を見ることを広める会	映画上映に関する活動。	美津島
精神保健福祉ボランティアグループ「やまびこ」	上県地域活動所「さわやか」を拠点として、精神障がい者を対象に講座、各研修会等で得た知識を基本として積極的に接しながら心から社会復帰を願い活動を行っている。	上県
地域で子育てを楽しむ会	子どもたちが休日を有意義に過ごせるよう、様々な活動や体験の場を作ることを目的に集まったボランティアグループ。毎週土曜日に、「絵本の読み聞かせ」「絵画教室」「季節にあわせた体験活動」等、子どもたちと一緒に楽しんでいる。	厳原
(株)サイキ	道路の空き缶などのゴミ拾い、その他団体への協力(植樹、シーカヤック大会、公衆トイレ掃除など)。	豊玉
NPO法人 どうぶつたちの病院	野生動物の救護、ペットの適正飼養の推進。	上県
親の会	不登校の児をもつ親、または、それを支援したい方々による会で、少しでも、悩んでいる方の助けになるためにお茶会を開催。	厳原
つしま大正琴愛好会	大正琴を通じて福祉施設(デイサービス・特別養護老人ホーム・養護老人ホーム等)訪問し、演奏その他レクリエーション等活動実施。	美津島
シルバーボランティア「しあわせ会」	佐須奈地区内において、元気な高齢者がボランティアとして、一人暮らし・80歳以上の虚弱高齢者に対し、友愛訪問・七夕祭り・クリスマス会・誕生祝い等の活動実施。	上県
しま自慢ネットワーク	対馬の魅力再発見及び発信、ネットワークの拡大、コミュニティの創出、島の新しい仕事づくり、観光ガイドブックの発行、商品開発(エコグッズ等)。	美津島
カラオケ ロマンс	年に4~5回老人ホームに訪問活動を行っています。	美津島
あがた清流の会	上県町内(特に仁田地区河川流域)の桜等の植樹及び除草、ごみ・空き缶の収集活動。	上県
グリーンアイランド合同会社	対馬の資源である自然・歴史環境、モノ、人に光を当て、対馬らしさの追求と心のブランド化を図りつつ、島内の福祉の向上、雇用増大、地域活性に貢献しています。	厳原
ツシマヤマネコ応援団	ヤマネコの生息地づくり(ドングリの苗づくり、植樹など)や、ヤマネコの交通事故対策(夜間パトロール、カルバート清掃などによる生き物のための道路づくり)を行っています。	上県
厳原手話サークル みんなの手	手話学習会、手話講習会、手話通訳等。	厳原
NPO法人 対馬の底力	対馬市の環境美化及び自然保護活動。	厳原
対馬にも特別支援学校の設置を望む会	対馬市に特別支援学校(分教室)の設置を望み、会員間、または会員外の相談活動、行政への働きかけ、共働を行っている。	厳原
みつしま陶芸サークル	手びねり、ロクロを使って大皿・中皿・小皿・茶碗・湯呑・花びん等の作陶活動。	美津島
仁位サポート会	仁位地区の伝統と文化、自然と景観を守り、住環境の美化に寄与することを主たる目的に活動。	豊玉
藤扇流舞扇会	日本舞踊藤扇流の舞踊をしており、各種祭等への参加や老人ホーム等への施設訪問を行っている。	美津島

※平成24年7月1日現在の対馬市民ボランティア連絡協議会の加入団体を掲載しています。

(3) NPO法人（特定非営利活動法人）

本市には、福祉・まちづくりなど様々な分野で事業を展開するNPO法人（特定非営利活動法人）が12団体あります。

団体名称	活動内容	所在地
特定非営利活動法人 ツシマヤマネコを守る会	<ul style="list-style-type: none"> ・給餌事業 ・生息調査事業 ・上記事業に関する広報事業 ・里山整備事業 （「ツシマヤマネコ」の生息数を維持することを目的とした活動）	上県
特定非営利活動法人 仁愛会	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいのある人及びその家族の地域生活を支援するための相談業務、情報の提供等福祉に関する事業 ・精神障がいのある人のための地域活動所を運営する事業 ・精神障がいのある人のための地域活動支援センターを運営する事業 	上県
特定非営利活動法人 対馬の花で島おこし	<ul style="list-style-type: none"> ・対馬地域に自生する植物の保護 ・対馬の花を育て、植栽、管理することで、まちづくり、自然環境保全を行う事業 ・対馬の花を育むための学習会、研修会開催事業 ・対馬の花の広報事業 ・対馬の花の植栽推進を図るための募金事業 ・指導者の育成と派遣事業 	豊玉
特定非営利活動法人 対馬の底力	<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化を目的として清掃活動を行う事業 ・自然環境の保護に関する講演会を開催する事業 	厳原
特定非営利活動法人 対馬郷宿	<ul style="list-style-type: none"> ・（この法人の定款）第4条第11号に掲げる特定非営利活動を目的とした団体等の育成、協同実践及び連携支援のための事業 ・NPO活動の普及・啓発推進のための情報の収集・発信、ネットワークの整備、人材開発及び人材育成事業 ・障害者すこやか支援交流事業 ・地域ネットワーク・コミュニティ活性化事業 ・景観資源を発現しつつ現存の景観を考慮した街づくり事業 ・地域資源と人的資源を観光促進のために連携させる情報受発信、人材育成事業 ・美しいまちづくり推進のための景観協定等の遵守に向けた事業 ・歴史と自然に触れ合う楽・習・発信事業 ・子供の健全育成に向けた自然・文化・スポーツ等とのふれあい事業 ・商店街の活性化のための人・財育成事業 ・新生対馬型商業のトータルコンセプトに基づく対馬発商業の創造事業 ・地元伝統工芸技術の人材育成事業 ・まちづくりコミュニティ支援交流館の管理受託業務 	厳原
特定非営利活動法人 与良郷	<ul style="list-style-type: none"> ・時事、経済、文化、情報の知識を高める講演会 ・保健予防活動及び体力増進、介護の知識を高める講演会及び講習会 ・人材育成に貢献する活動 ・島民の親睦と体力増進を図るスポーツ及び芸術活動 ・公園道路筋の美化活動 	美津島
特定非営利活動法人 つしまウェブ	地域情報化推進に関する事業を行い、対馬市における多様な市民活動を支援し、地域間コミュニケーションの活性化を図り、地域住民と行政との協働をととした市民活動の定着に寄与することを目的とする。	厳原

団体名称	活動内容	所在地
特定非営利活動法人 Brighter Steps	<ul style="list-style-type: none"> ・保育及び育児の支援に関する事業 ・発達障がいのある子ども・人及びその家族の支援に関する事業 ・虐待・育児放棄等の被害を受けた子ども達の一時保護並びに問題解決の支援に関する事業 ・障がいのある人の就労支援に関する事業 	厳原
特定非営利活動法人 ハートフルサポート	高齢者に対して、介護サービスを提供し、安全な住環境を整備、運営及び管理に関する事業を行い、地域における社会福祉の発展及び福祉教育の充実に寄与することを目的に活動。	豊玉
特定非営利活動法人 国境の島・つしまネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の研修及び他団体との交流促進事業 ・体験型観光を促進する事業（対馬型体験型観光の住民への普及、啓蒙する事業・体験メニューの調整等事業・民泊等の料金設定等の事業・集客の為に情報発信及び情報収集・受入先の推進、斡旋等の業務・住民及び関係団体との連絡調整をする事業） ・自然豊かな対馬で楽しむゆとりある余暇活動を活発にするための事業 ・廃校や既存の使用されていない土地、建物等を再生、活用する事業 ・市民団体などの活動の支援（相談、助言、研修等）のための事業 ・海を楽しむマリンスポーツの普及、支援活動 ・まちづくり活動の情報を収集し、発信及び提案をする事業 ・ボランティアガイド等の団体との連携、支援事業 ・伝統芸能、伝統工芸、文化財保護等の事業 	厳原
特定非営利活動法人 信友会	<p>在宅の障がいのある人が地域の中で、活動できる場、交流の場、福祉的就労の場等を提供することを目的に活動。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターの運営事業 	厳原
特定非営利活動法人 森里海再生協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の調査研究事業 ・自然環境保全に係る普及啓発事業 ・自然環境の保全事業 ・耕作放棄地の再生・創造事業 ・EM普及活動推進員雇用事業 ・観光農園事業 ・地域福祉施設との連携事業 	美津島

(4) 社会福祉施設等

① 児童福祉施設等

施設の種類	施設名称・定員等
助産施設	対馬市助産所(定員8人)
児童厚生施設	
児童館	親愛児童センター
児童遊園	久田道児童遊園 内山児童遊園 小茂田児童遊園 豆酸児童遊園 椎根児童遊園 内院児童遊園 樫根児童遊園 尾崎児童遊園 犬吠児童遊園 志多賀児童遊園 佐賀児童遊園 三根浜児童遊園 比田勝児童遊園 一重児童遊園
保育所	雞知保育所(120人) 豊玉南保育所(40人) 佐賀保育所(40人) 三根保育所(40人) 佐須奈保育所(40人) 仁田保育所(40人) 泉保育所(30人) 比田勝保育所(40人) 親愛保育園(160人) 厳原南保育園(180人)
へき地保育所	久根へき地保育所(30人) 佐須へき地保育所(30人) 豆酸へき地保育所(25人) 西へき地保育所(30人) 大船越へき地保育所(45人) 竹敷へき地保育所(30人) 小船越へき地保育所(30人) 仁位へき地保育所(70人) 乙宮へき地保育所(35人) 小網へき地保育所(40人) 久原へき地保育所(30人) 佐護へき地保育所(30人) 一重へき地保育所(45人)
子育て支援センター	地域子育て支援センター しんあい 厳原南保育園子育て支援拠点事業「子育てルーム アップル」 美津島町地域子育て支援センター 地域子育て支援センター 豊玉ふれあい広場 厳原南保育園子育て支援拠点事業「子育てルーム アップル かみつしま」
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	親愛児童クラブ あすか学童クラブ 学童保育けいめい 学童保育けいめい第2クラブ ふれあい児童クラブ

②児童（障害児）福祉施設等

施設の種類	施設名称・定員等
児童通所給付施設	対馬市こども療育デイサービスセンター(10人)

③障害者入所施設

施設の種類	施設名称・定員等
施設入所支援	対馬恵風館(40人)

④障害者通所施設

施設の種類	施設名称・定員等
就労継続支援 B 型施設	ワークハウスほのぼの(20人) あゆみ園(20人) 杉の木ホーム(20人) 上県地域活動所さわやか(20人)

⑤共同生活介護（ケアホーム）

施設の種類	施設名称・定員等
ケアホーム	共同生活介護センターもみの木(12人)

⑥老人福祉施設等

施設の種類	施設名称・定員等
養護老人ホーム	丸山(50人) 対馬老人ホーム(60人)
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム浅茅の丘(50人) 特別養護老人ホームわたづみ(50人) 特別養護老人ホーム日吉の里(50人) 特別養護老人ホームいづはら(50人) 特別養護老人ホームひとつばたご(30人)
高齢者介護予防支援施設(ふれあいセンター・プラザ)	美津島ふれあいプラザ 上県町ふれあいセンター
高齢者コミュニティセンター	対馬市高齢者コミュニティセンター
高齢者生活福祉センター	対馬市高齢者生活福祉センター ピアハウス(12人)
ゲートボール場	全天候型ゲートボール場(対馬市総合福祉保健センター敷地内) 全天候型ゲートボール場(上県町地域福祉センター敷地内)

⑦精神障害者社会復帰施設

施設の種類	施設名称・定員等
精神障害者地域活動所	厳原町地域活動所「きらり」

⑧温泉施設

施設の種類	施設名称・定員等
温泉施設	湯多里ランドつしま 峰温泉「ほたるの湯」 真珠の湯 上対馬温泉「渚の湯」 対馬海峡 漁り火の湯

⑨介護保険施設

施設の種類	施設名称・定員等
介護老人福祉施設(施設)	(特別養護老人ホームの項参照)
介護老人保健施設(施設)	つしま彩光園 結石山荘
特定施設入所者生活介護(居宅)	(養護老人ホームの項参照)
認知症対応型共同生活介護 「グループホーム」(地域密着型)	グループホームあゆの郷(18人) 高齢者グループホーム真の大樹(18人) グループホームやすらぎの里(9人) グループホームわたづみ(9人) グループホームあがたの里(9人) グループホームふるさと(9人)
デイサービスセンター	デイサービスセンターつばき園 デイサービスセンターあすか園 いづはらデイサービスセンター デイサービスセンターおふなえ デイサービスセンターまごころ デイサービスセンターひなたの里 デイサービスセンターしらたけ 豊生園通所介護事業所 峰幸園通所介護事業所 上県町通所介護サービス事業所喜多の苑 上県町通所介護サービス事業所御嶽の里 通所介護サービス事業所合歓の木園 通所介護サービス事業所なるたき園 デイサービスさくら園 デイサービスひだまり
小規模多機能型居宅介護(地域密着型)	小規模多機能ホーム城下

⑩病院・診療所

施設の種類	施設名称・定員等
病院	対馬いづはら病院 中対馬病院 上対馬病院
診療所	久和出張診療所 久根出張診療所 下原出張診療所 豆酸出張診療所 鴨居瀬診療所 今里診療所 豊玉診療所 水崎診療所 佐賀診療所 三根診療所 佐須奈診療所 佐護診療所 仁田診療所 伊奈診療所 鹿見診療所 一重へき地診療所
歯科診療所	佐須歯科診療所 豆酸歯科診療所 峰歯科診療所 佐須奈歯科診療所 佐護歯科診療所 仁田歯科診療所
特別養護老人ホーム内診療所	特別養護老人ホーム浅茅の丘診療所 特別養護老人ホームわたづみ診療所 特別養護老人ホーム日吉の里診療所 特別養護老人ホームいづはら診療所 特別養護老人ホームひとつばたご診療所

⑪地区集会所

地域	施設名称	
厳原地域	曲生活館 南室地区漁民研修集会施設 棧原団地集会所 尾浦老人憩の家 安神部落公民館 久和生活館 内院へき地保健福祉館 内山老人憩の家	浅藻へき地保健福祉館 阿連へき地保健福祉館 下原地区活動促進施設 椎根地区集会所 椎根浜老人憩の家 久根へき地保健福祉館 久根浜老人憩の家 床谷改良住宅集会所
美津島地域	美津島自治コミュニティセンター 高浜生活館 根緒離島体験施設 洲藻へき地保健福祉館 箕形地区集落センター 吹崎地区多目的集会施設 加志老人憩の家 今里漁民センター 尾崎住民センター 黒瀬住民センター 屋ヶ浦漁民センター 竹敷地区コミュニティセンター 島山コミュニティセンター 美津島町漁村青少年研修センター	緒方コミュニティセンター 女護島ふれあいセンター 久須保生活館 玉調コミュニティセンター 犬吠生活館 大山生活館 小船越コミュニティセンター 芦浦生活館 賀谷コミュニティセンター 濃部生活館 鴨居瀬住民センター 住吉老人憩の家 赤島コミュニティセンター
豊玉地域	仁位生活館 佐志賀漁村センター 嵯峨生活館 貝鮎集会施設 糸瀬コミュニティセンター 和板集会施設 横浦生活館 塩浜公民館 見世浦漁村センター 鍵川多目的集会施設 千尋藻漁村センター 曾公民館 位之端漁村センター	卯麦集会施設 佐保生活館 貝口集会施設 東加藤生活館 水崎へき地保健福祉館 唐洲生活館 廻集落センター 志多浦生活館 大綱ふれあいセンター 小綱生活館 銘公民館 田集会施設
峰地域	三根上地区林業集会施設 三根下生活館 田志営農研修施設 三根浜生活館 津柳多目的集会施設 青海ふるさと館 木坂多目的集会施設	狩尾漁村センター 吉田生活館 櫛多目的集会施設 佐賀生活館 志多賀漁村センター 志越多目的集会施設 賀佐公民館
上県地域	佐須奈地区集会施設 大地地区集会施設 西津屋地区集会施設 上県町ふれあいプラザ 恵古地区集会施設 仁田之内地区集会施設 中山地区多目的集会施設 井口地区集会施設 友谷地区集会施設 湊地区集会施設 志多留地区多目的研修集会施設 田ノ浜地区多目的研修集会施設	伊奈老人憩いの家 越高地区集落センター 御園地区健康管理推進施設 犬ヶ浦地区研修施設 檜滝地区集会センター 越ノ坂地区集会施設 瀬田地区集落センター 飼所地区集会センター 南部住民センター 久原地区多目的研修集会施設 女連地区集会施設

地 域	施 設 名 称	
上対馬地域	河内地区集会施設	唐舟志生活館
	大浦地区集会施設	浜久須地区集会施設
	鱒浦住民センター	玖須地区集会施設
	豊地区集会施設	大增地区コミュニティー消防センター
	泉漁村センター	舟志生活館
	西泊地区多目的集会施設	五根緒漁村センター
	古里地区集会施設	琴住民センター
	比田勝地区集会施設	芦見研修集会施設
	網代漁村センター	一重地区集会施設
	富浦地区集会施設	小鹿漁村センター

⑫ その他の施設

施設の種類	施設名称・定員等
福祉センター	豊玉町福祉センター 上県町地域福祉センター 上対馬町地域福祉センター
福祉保健・保健センター	総合福祉保健センター 峰保健福祉センター 豊玉町保健センター
健康管理センター	健康管理センター

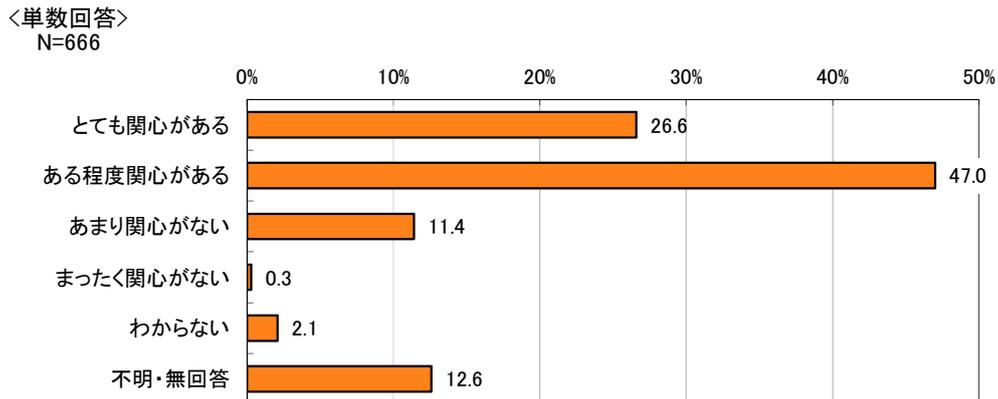


第3章 対馬市地域福祉の現状・課題

1 アンケート調査結果にみる市民の意識・状況

(1) 「福祉」について

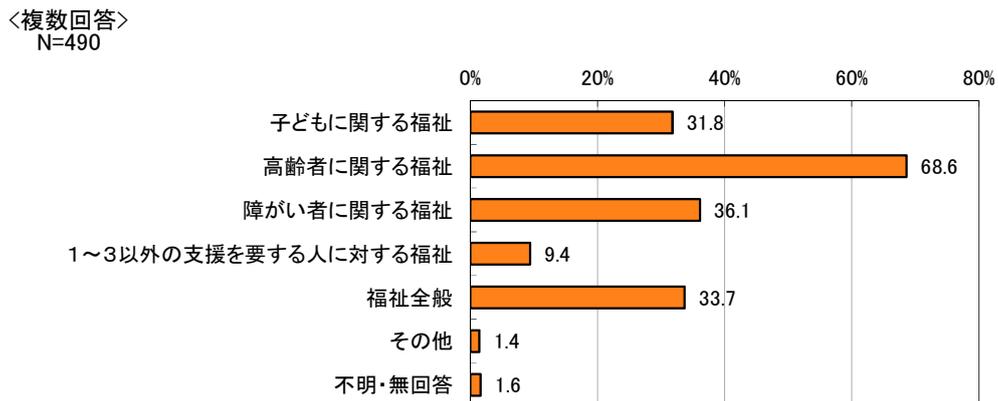
問 あなたは福祉について関心がありますか。



7割以上が福祉について関心がある

「とても関心がある」が26.6%、「ある程度関心がある」が47.0%となっており、福祉に「関心がある」人の割合は7割を超えています。

問 福祉のどのような分野に関心がありますか。

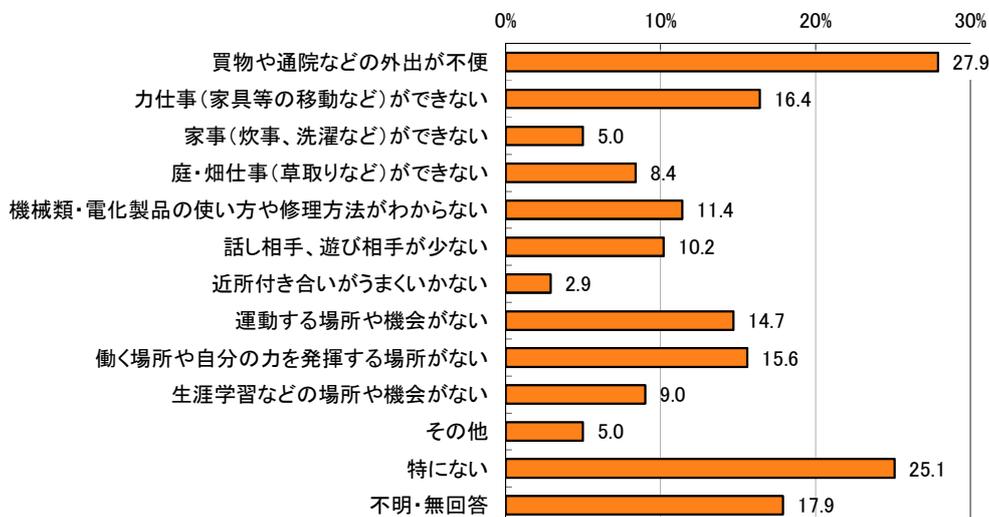


「高齢者に関する福祉」が突出している

「高齢者に関する福祉」が特に高く68.6%となっており、次いで「障がい者に関する福祉」「福祉全般」「子どもに関する福祉」が3割を超え、それぞれ36.1%、33.7%、31.8%となっています。

問 毎日の暮らしの中で、不便を感じたり困っていることはどのようなことですか。

<複数回答>
N=666



外出に不便を感じている人が特に多い

「買物や通院などの外出が不便」が特に高く 27.9%となっており、次いで「力仕事（家具等の移動など）ができない」「働く場所や自分の力を発揮する場所がない」「運動する場所や機会がない」がそれぞれ 16.4%、15.6%、14.7%となっています。

[年齢別]

上段：度数 下段：%	買物や通院などの外出が不便	力仕事(家具等の移動など)ができない	家事(炊事、洗濯など)ができない	庭・畑仕事(草取りなど)ができない	機械類・電化製品の使い方や修理方法がわからない	話し相手、遊び相手が少ない	近所付き合いがうまくいかない	運動する場所や機会がない	働く場所や自分の力を発揮する場所がない	生涯学習などの場所や機会がない	その他	特にない	不明・無回答
15～19歳 (N=16)	6 37.5	-	1 6.3	-	2 12.5	3 18.8	-	4 25.0	3 18.8	1 6.3	-	2 12.5	2 12.5
20～29歳 (N=34)	11 32.4	1 2.9	-	-	2 5.9	3 8.8	2 5.9	8 23.5	11 32.4	3 8.8	5 14.7	7 20.6	3 8.8
30～39歳 (N=55)	13 23.6	3 5.5	2 3.6	2 3.6	1 1.8	5 9.1	2 3.6	11 20.0	11 20.0	10 18.2	4 7.3	16 29.1	9 16.4
40～49歳 (N=65)	13 20.0	5 7.7	2 3.1	1 1.5	3 4.6	2 3.1	3 4.6	13 20.0	14 21.5	6 9.2	6 9.2	14 21.5	17 26.2
50～59歳 (N=119)	26 21.8	16 13.4	3 2.5	9 7.6	4 3.4	2 1.7	4 3.4	16 13.4	19 16.0	11 9.2	5 4.2	36 30.3	25 21.0
60～69歳 (N=134)	32 23.9	17 12.7	4 3.0	11 8.2	11 8.2	19 14.2	4 3.0	20 14.9	23 17.2	16 11.9	8 6.0	37 27.6	23 17.2
70歳以上 (N=185)	72 38.9	58 31.4	18 9.7	25 13.5	46 24.9	26 14.1	3 1.6	19 10.3	14 7.6	9 4.9	5 2.7	39 21.1	26 14.1

年齢別にみると、30～39歳、50～59歳、60～69歳では「特にない」が最も高く、それ以外の年齢では「買物や通院などの外出が不便」、「働く場所や自分の力を発揮する場所がない」の割合が高くなっています。

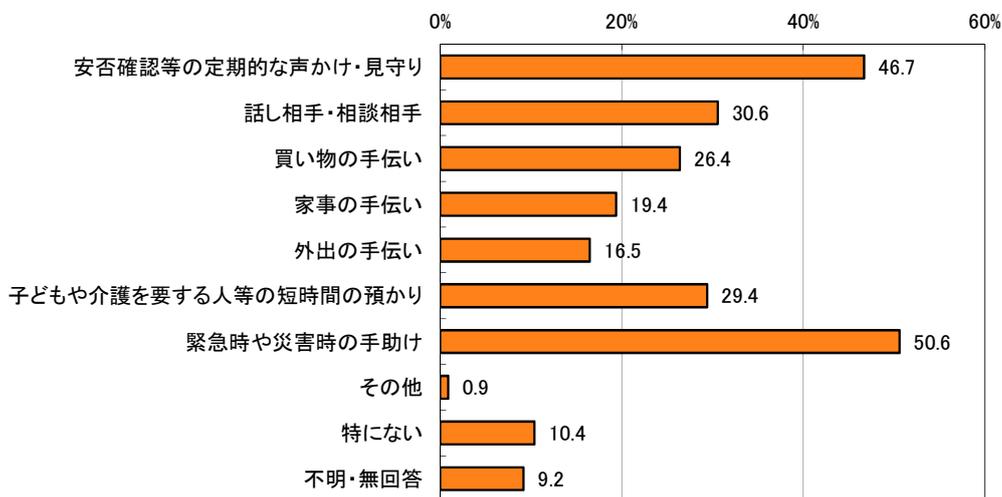
[中学校区別]

上段:度数 下段:%	が買物や通院などの外出が不便	力仕事(家具等の移動など)ができない	家事(炊事、洗濯など)ができない	庭・畑仕事(草取りなど)ができない	機械類・電化製品の使い方や修理方法がわからない	話し相手、遊び相手が少ない	近所付き合いがうまくいかない	運動する場所や機会がない	働く場所や自分の力を発揮する場所がない	生涯学習などの場所や機会がない	その他	特にない	不明・無回答
厳原校区 (N=128)	16 12.5	23 18.0	5 3.9	10 7.8	11 8.6	10 7.8	2 1.6	19 14.8	11 8.6	10 7.8	14 10.9	37 28.9	27 21.1
久田校区 (N=48)	15 31.3	7 14.6	1 2.1	4 8.3	3 6.3	3 6.3	0 0.0	5 10.4	10 20.8	3 6.3	1 2.1	8 16.7	11 22.9
豆酸校区 (N=20)	10 50.0	5 25.0	2 10.0	2 10.0	3 15.0	1 5.0	1 5.0	4 20.0	7 35.0	0 0.0	1 5.0	1 5.0	5 25.0
佐須校区 (N=22)	10 45.5	3 13.6	1 4.5	2 9.1	2 9.1	2 9.1	1 4.5	3 13.6	5 22.7	3 13.6	0 0.0	5 22.7	3 13.6
雞知校区 (N=71)	17 23.9	6 8.5	6 8.5	2 2.8	6 8.5	7 9.9	3 4.2	12 16.9	15 21.1	7 9.9	6 8.5	22 31.0	9 12.7
今里校区 (N=11)	5 45.5	2 18.2	2 18.2	0 0.0	1 9.1	1 9.1	1 9.1	1 9.1	1 9.1	1 9.1	0 0.0	1 9.1	3 27.3
大船越校区 (N=22)	3 13.6	4 18.2	2 9.1	3 13.6	3 13.6	1 4.5	0 0.0	3 13.6	4 18.2	2 9.1	2 9.1	7 31.8	5 22.7
浅海校区 (N=17)	5 29.4	4 23.5	0 0.0	2 11.8	5 29.4	2 11.8	0 0.0	3 17.6	2 11.8	2 11.8	0 0.0	2 11.8	5 29.4
豊玉校区 (N=64)	21 32.8	10 15.6	4 6.3	7 10.9	5 7.8	9 14.1	3 4.7	9 14.1	9 14.1	5 7.8	2 3.1	24 37.5	4 6.3
旧加志々校区 (N=15)	5 33.3	1 6.7	1 6.7	2 13.3	2 13.3	0 0.0	1 6.7	2 13.3	1 6.7	0 0.0	0 0.0	2 13.3	5 33.3
西部校区 (N=16)	9 56.3	4 25.0	1 6.3	0 0.0	4 25.0	1 6.3	1 6.3	1 6.3	1 6.3	3 18.8	0 0.0	3 18.8	2 12.5
東部校区 (N=29)	7 24.1	5 17.2	0 0.0	1 3.4	5 17.2	3 10.3	1 3.4	4 13.8	3 10.3	1 3.4	0 0.0	11 37.9	3 10.3
仁田校区 (N=11)	2 18.2	4 36.4	0 0.0	2 18.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 27.3	3 27.3	1 9.1	0 0.0	1 9.1	3 27.3
旧久原校区 (N=6)	4 66.7	2 33.3	1 16.7	2 33.3	3 50.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0	1 16.7	1 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0
佐須奈校区 (N=15)	6 40.0	2 13.3	0 0.0	3 20.0	1 6.7	2 13.3	0 0.0	0 0.0	3 20.0	1 6.7	1 6.7	4 26.7	2 13.3
佐護校区 (N=14)	7 50.0	3 21.4	0 0.0	2 14.3	2 14.3	3 21.4	0 0.0	2 14.3	3 21.4	0 0.0	0 0.0	4 28.6	2 14.3
旧南陽校区 (N=11)	4 36.4	0 0.0	0 0.0	1 9.1	2 18.2	2 18.2	1 9.1	2 18.2	5 45.5	2 18.2	1 9.1	0 0.0	2 18.2
比田勝校区 (N=60)	16 26.7	11 18.3	4 6.7	5 8.3	7 11.7	9 15.0	2 3.3	11 18.3	7 11.7	8 13.3	5 8.3	11 18.3	10 16.7
旧豊校区 (N=16)	4 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 12.5	0 0.0	0 0.0	4 25.0	1 6.3	3 18.8	0 0.0	6 37.5	2 12.5
わからない (N=8)	4 50.0	2 25.0	1 12.5	0 0.0	0 0.0	1 12.5	1 12.5	1 12.5	2 25.0	2 25.0	0 0.0	2 25.0	1 12.5

校区別にみると、厳原校区、雞知校区、大船越校区、豊玉校区、東部校区、仁田校区、旧南陽校区、旧豊校区以外の校区で、「買い物や通院などの外出が不便」が最も高くなっています。

問 あなたやご家族が、高齢や病気・障がい、もしくは子育て等で日常生活上の支援が必要になった時、地域の人にどのような支援をしてほしいと思いますか。

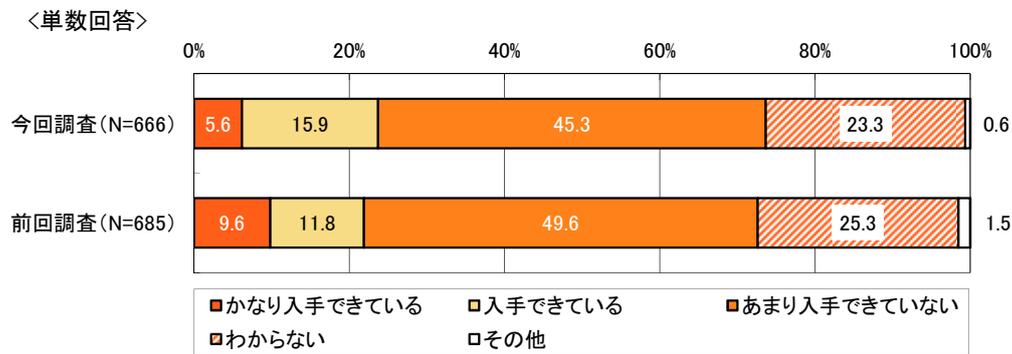
<複数回答>
N=666



安全・安心に対する支援のニーズが高い

「緊急時や災害時の手助け」が最も高く 50.6%と半数を超え、次いで「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」が 46.7%となっており、防災や防犯、日ごろの見守り等に関する事柄のニーズが高くなっています。

問 あなたは、「福祉サービス」に関する情報をどの程度入手できていますか。

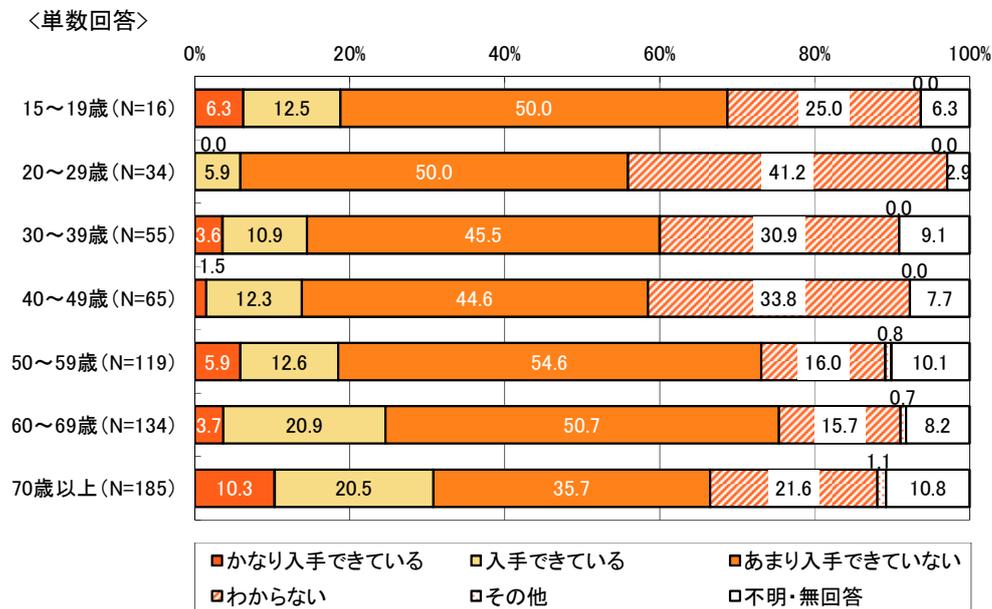


情報を入手できている人は約2割

「かなり入手できている」が5.6%、「入手できている」が15.9%と、情報を入手できている人は2割程度となっています。

また、前回調査では「かなり入手できている」が9.6%、「入手できている」が11.8%と、情報を入手できている人の割合は前回より若干増加しています。

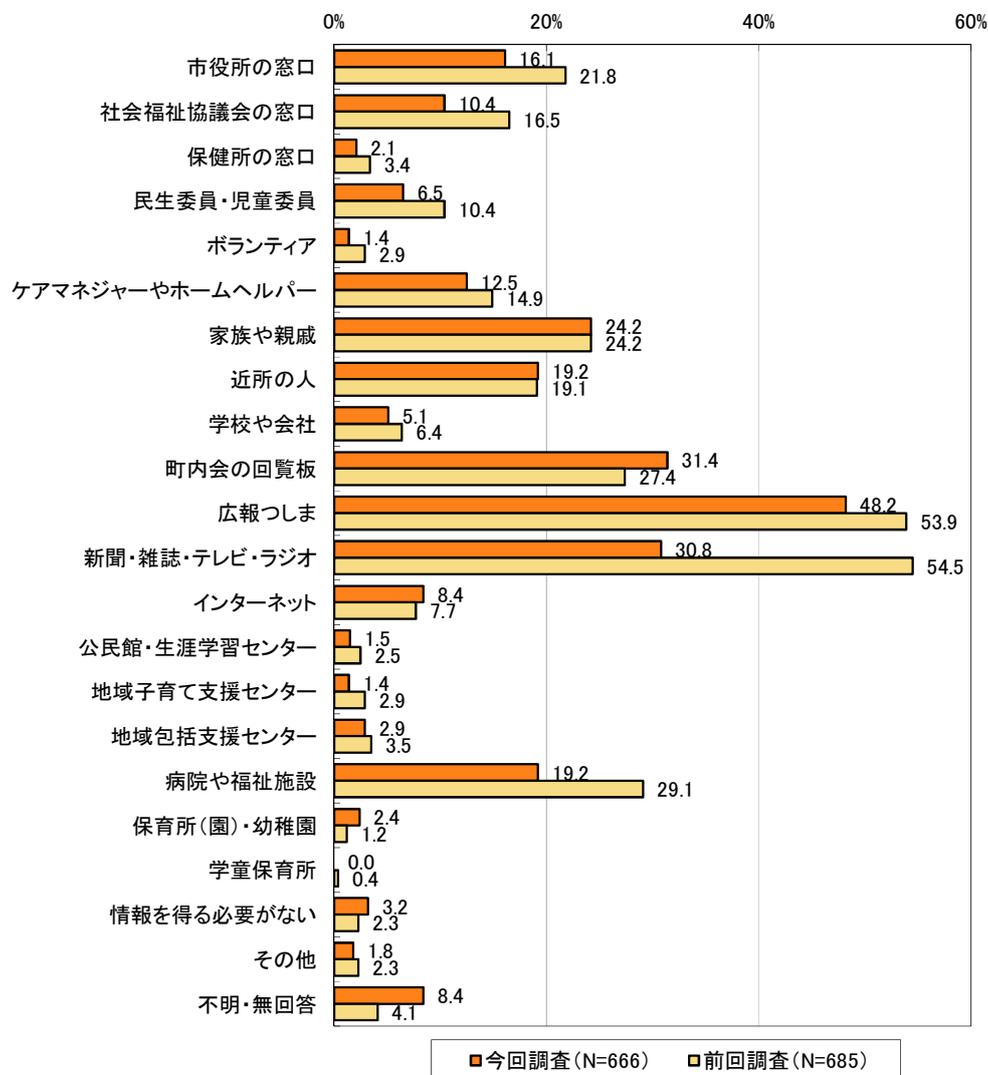
[年齢別]



年齢別にみると、40歳代以上から情報を入手できている人の割合が高くなっていく傾向にあり、70歳以上では「かなり入手できている」が10.3%、「入手できている」が20.5%と、情報を入手できている人の割合が3割を超えています。

問 あなたは、「福祉サービス」に関する情報を主にどこから入手していますか。

<複数回答>

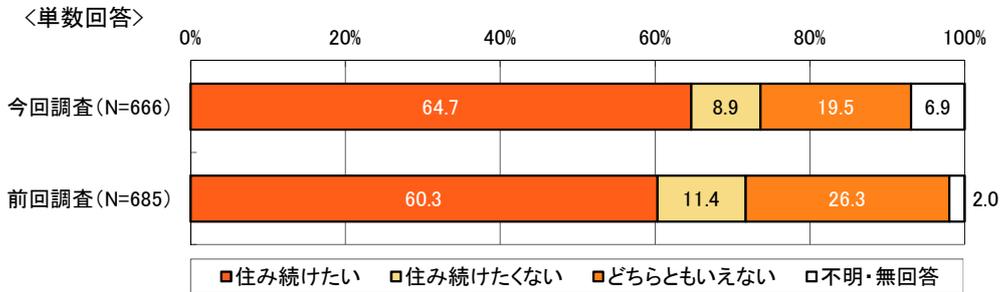


「広報つしま」が最も高く、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」は大きく減少

「広報つしま」が最も高く48.2%となっていますが、前回よりやや減少しています。また、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が30.8%、「病院や福祉施設」が19.2%と、前回調査からの減少が特に顕著になっています。

(2) 「地域」との関わりについて

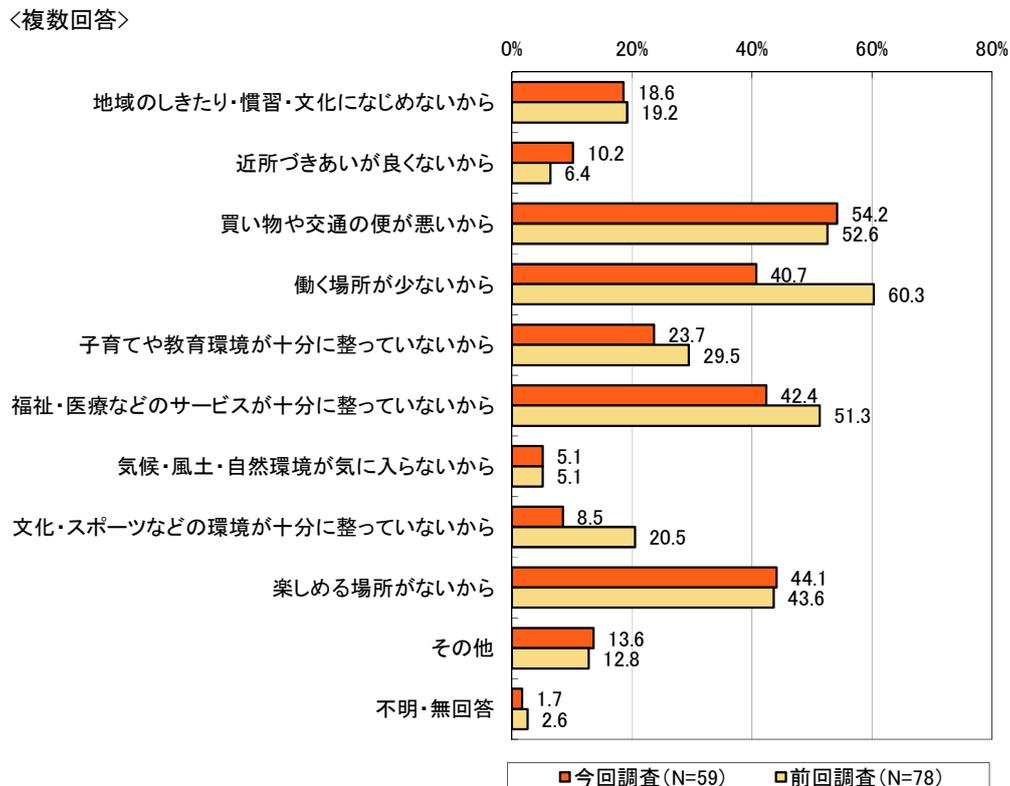
問 あなたは、これからも現在お住まいの地区に住み続けたいと思いますか。



現在住んでいるところに住み続けたい人は約6割、前回よりやや増加

「住み続けたい」が64.7%、「住み続けたくない」が8.9%と、現在住んでいるところに住み続けたい人が前回調査より若干増加しています。

問 どのような点で住み続けたくないと思いますか。

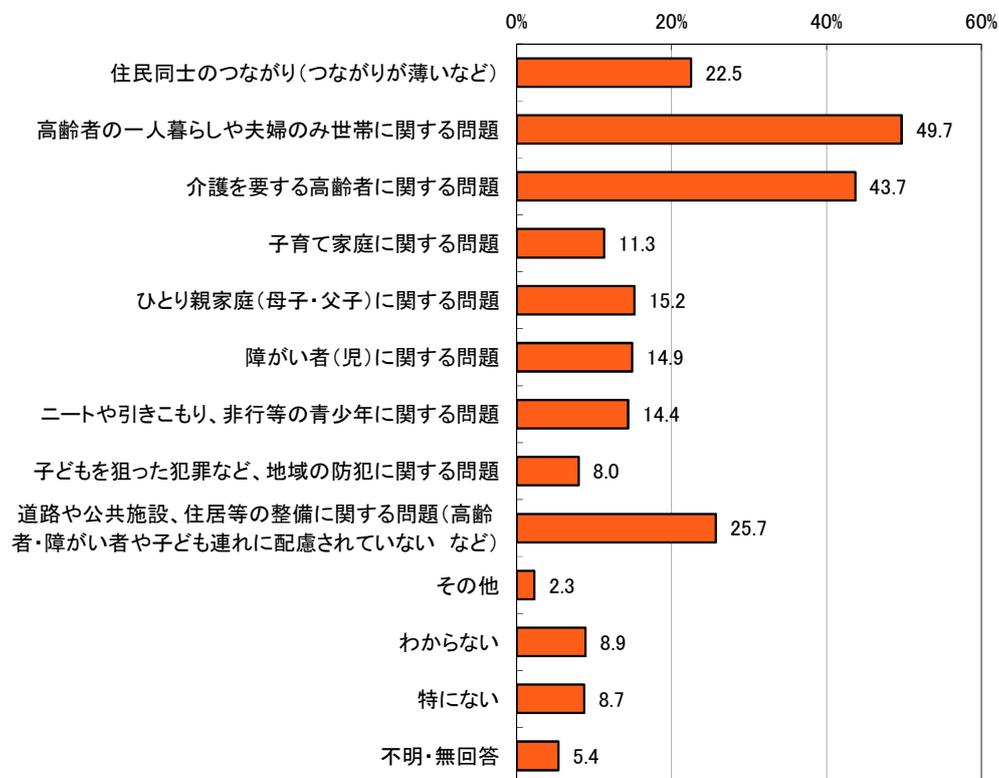


買い物や交通の便への不満が半数以上、働く場所の少なさについては大きく減少

「買い物や交通の便が悪いから」は前回より若干増加し、54.2%と最も高くなっています。一方、「働く場所が少ないから」は前回調査では最も高く60.3%だったものの、今回調査では約2割と大きく減少し、40.7%となっています。

問 あなたの住んでいる地域には、福祉に関わるどのような課題・問題があると思いますか。

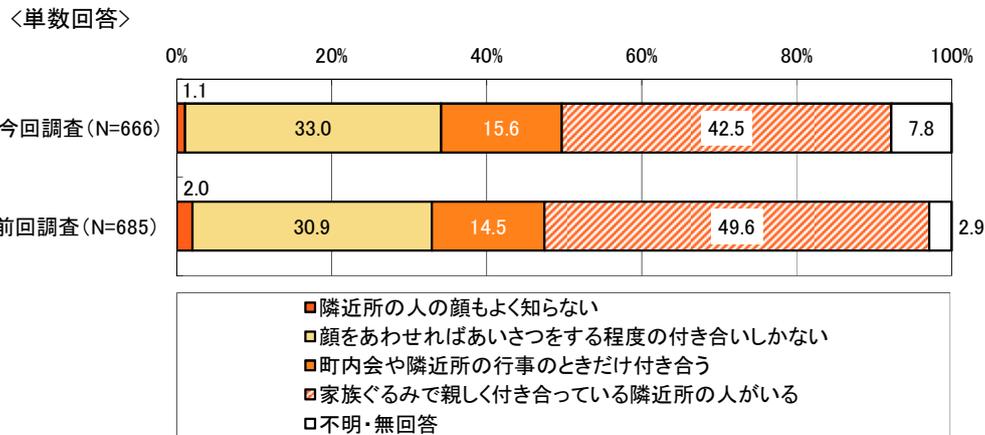
〈複数回答〉
N=666



高齢者に関する問題が4割以上

「高齢者の一人暮らしや夫婦のみ世帯に関する問題」が最も高く49.7%となっており、次いで「介護を要する高齢者に関する問題」が43.7%と、高齢者に関する問題が顕著になっています。

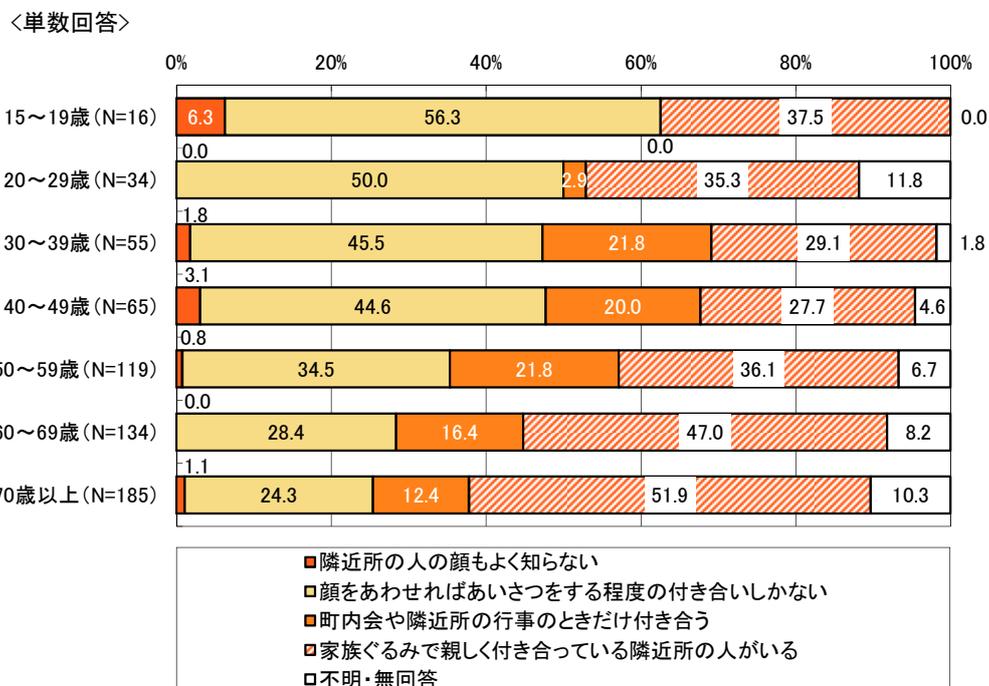
問 あなたは、ふだんご近所の方との程度の付き合いをされていますか。



家族ぐるみの付き合いは4割以上だが、近所づきあいは前回より希薄化

「家族ぐるみで親しく付き合っている隣近所の人がある」が最も高く42.5%となっていますが、前回調査よりやや減少しています。一方、「顔をあわせればあいさつをする程度の付き合いしかない」「町内会や隣近所の行事のときだけ付き合う」は前回調査より若干増加しています。

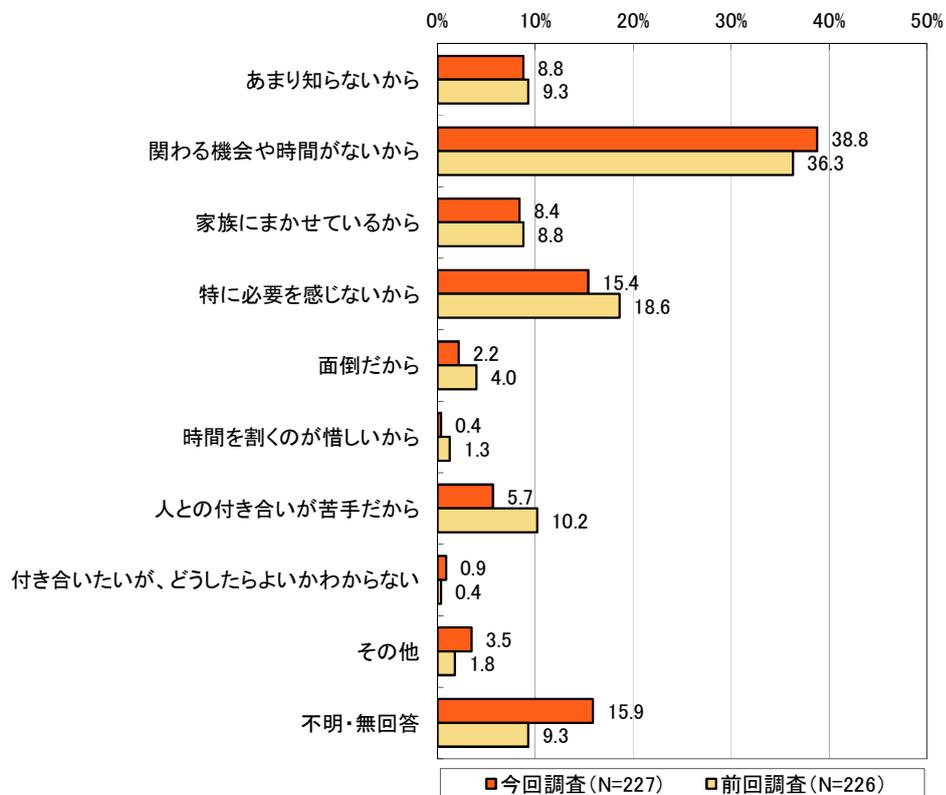
[年齢別]



年齢別にみると、年齢が上がるにつれて「顔をあわせればあいさつをする程度の付き合いしかない」の割合が低くなっており、70歳以上では24.3%となっています。

問 付き合いがほとんどないのはなぜですか。

<単数回答>

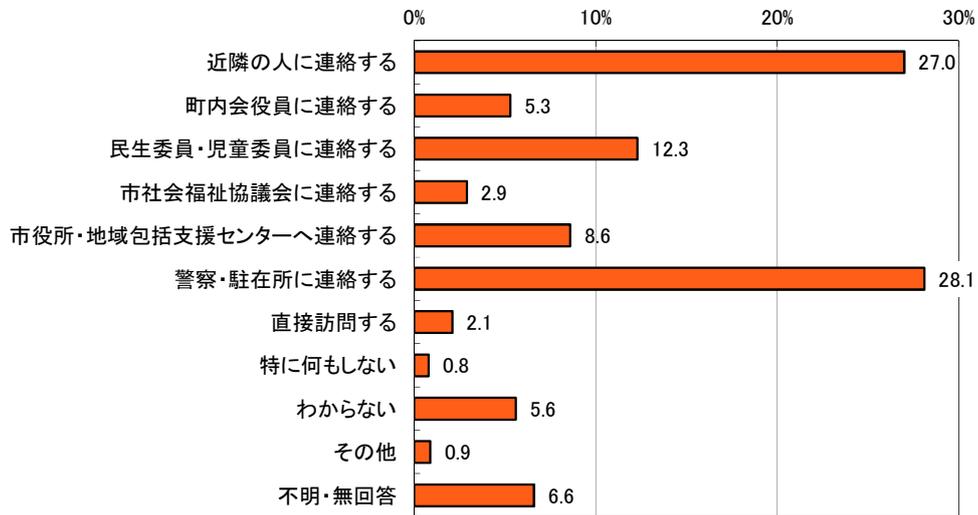


近所の人と関わる機会や時間がない人が約4割

「関わる機会や時間がないから」が特に高く、38.8%と前回調査より若干増加しています。次いで「特に必要を感じないから」が15.4%と前回調査より若干減少しています。

問 もし、あなたの周辺で孤独死や虐待などが起きるおそれがある状況を知ったら、最初に対応しますか。

<単数回答>
N=666

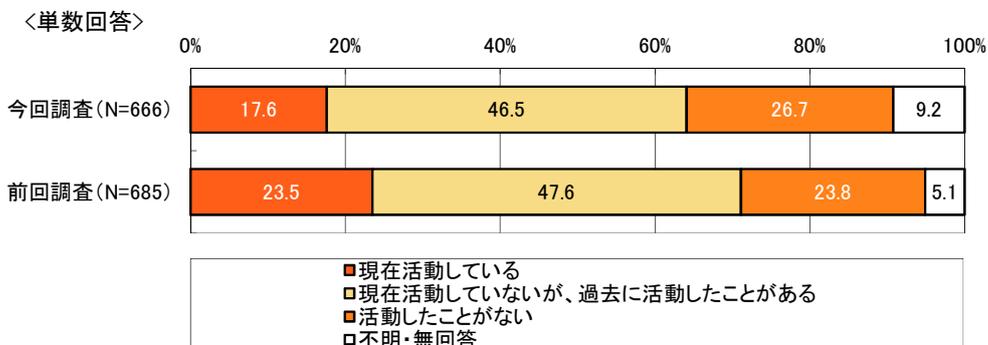


孤独死や虐待への対応先は警察や近隣の人がメイン

「警察・駐在所に連絡する」が28.1%、「近隣の人に連絡する」が27.0%と特に高く、それぞれ約3割となっています。次いで「民生委員・児童委員に連絡する」が12.3%と続いています。

(3) 地域活動について

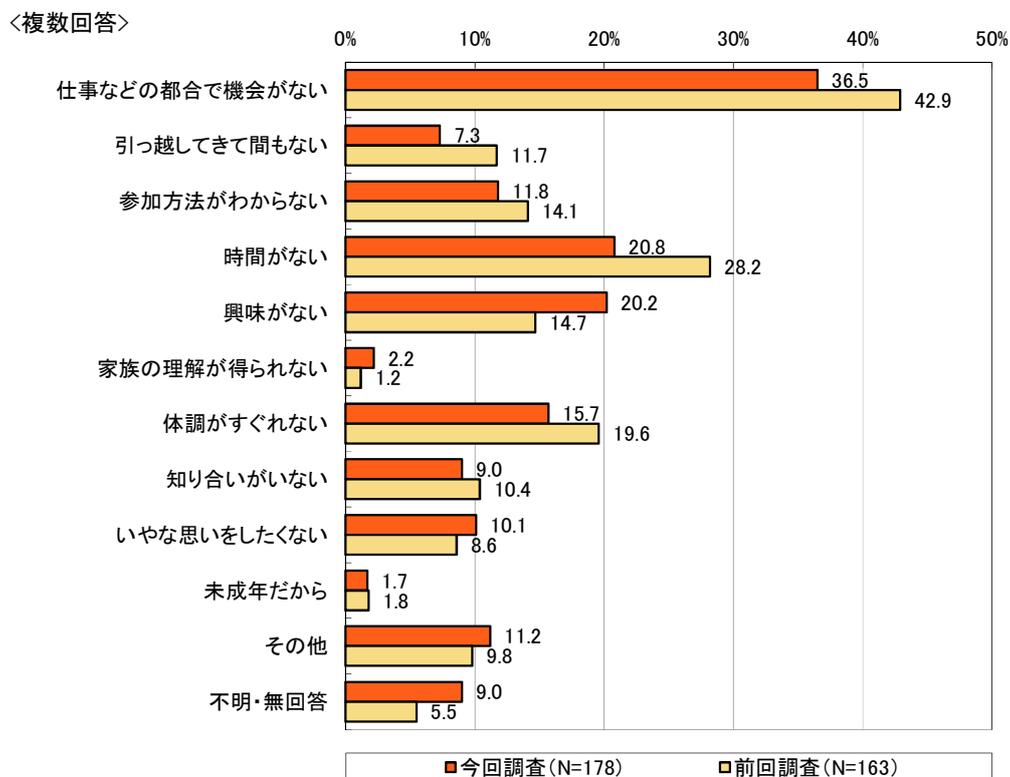
問 あなたは、対馬市で町内会や子ども会、PTAなどの地域活動をしたことがありますか。



活動している人も活動経験のある人も、ともに前回調査より減少

「現在活動している」は17.6%と前回調査よりやや減少し、2割を下回っています。「現在活動していないが、過去に活動したことがある」も同様に前回調査より若干減少しています。

問 活動に参加していない理由は何ですか。



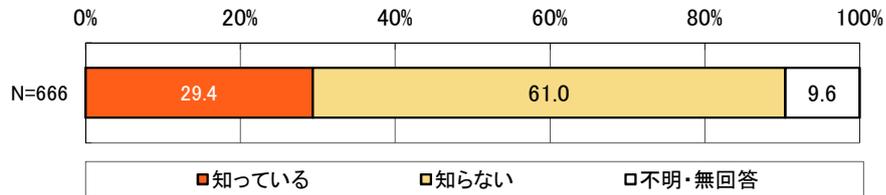
機会や時間が原因で参加しない割合が減少する一方、興味がない割合が増加

「仕事などの都合で機会がない」が最も高く36.5%となっていますが、前回調査よりやや減少しています。次いで「時間がない」が20.8%と同様に前回調査よりやや減少しています。一方、「興味がない」が前回調査よりやや増加し、20.2%となっています。

(4) 災害時の状況について

問 災害時のあなたの地区の避難場所を知っていますか。

<単数回答>

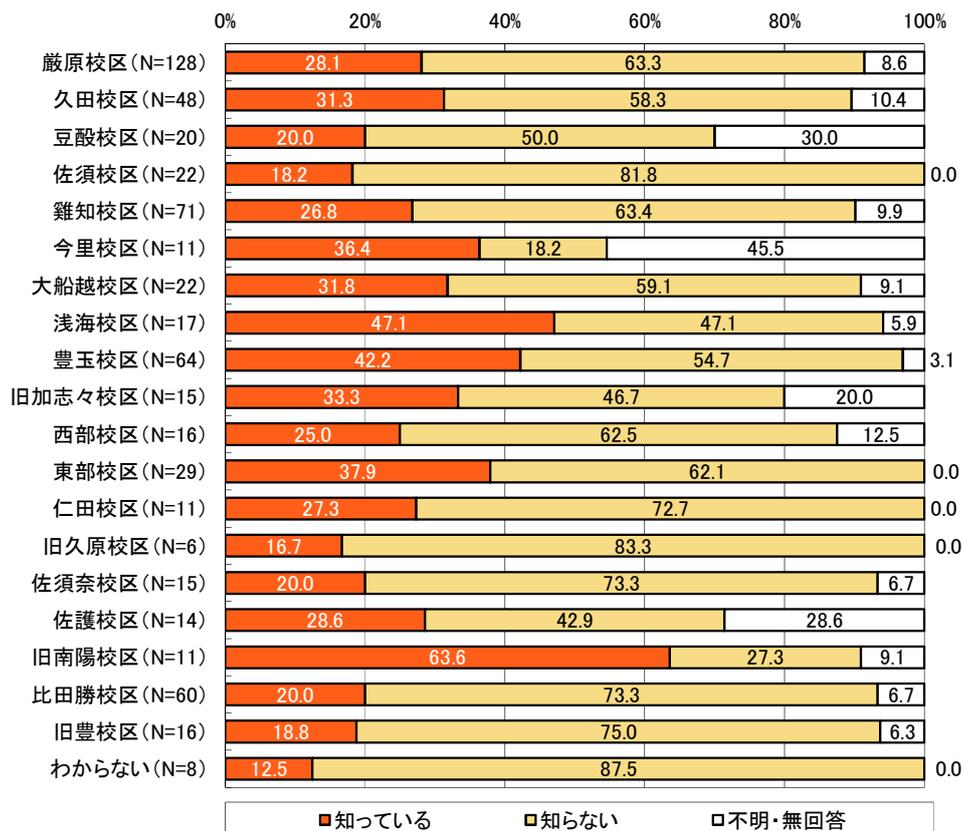


災害時の地区の避難場所を知らない人が6割を超える

災害時の地区の避難場所については、「知らない」が6割を超えています。

[中学校区別]

<単数回答>

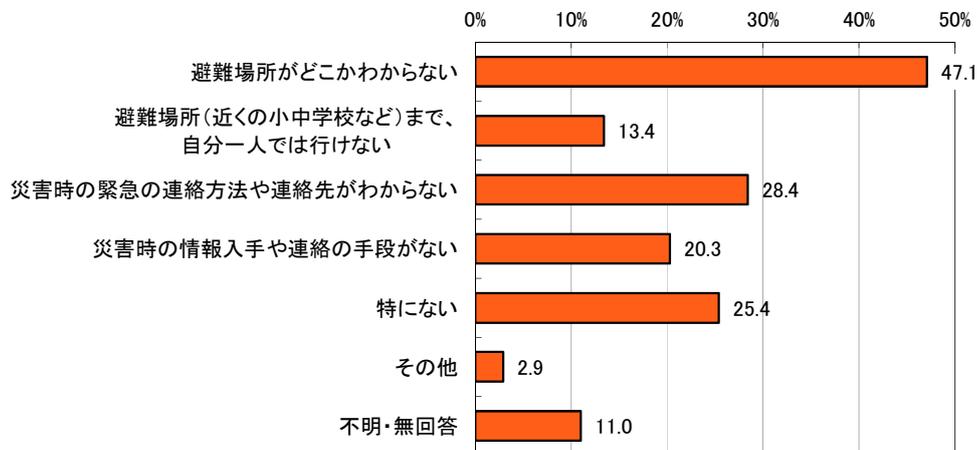


校区別にみると、「知っている」では旧南陽校区が最も高く 63.6%となっており、次いで浅海校区で47.1%となっています。

また、「知らない」では旧久原校区が最も高く 83.3%となっており、次いで佐須校区で81.8%となっています。

問 地震や台風などの災害発生時に、困ることは何ですか。

<複数回答>
N=666



避難場所や災害時の連絡先など、情報周知に関する項目の割合が高い

「避難場所がどこかわからない」が最も高く47.1%となっており、次いで「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」が28.4%となっています。

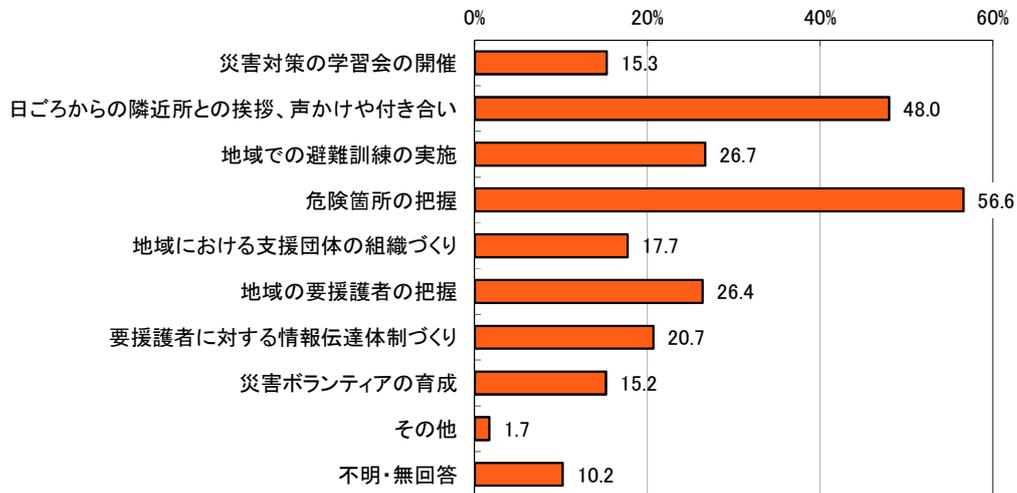
[中学校区別]

上段：度数	避難場所がどこかわからない	一人では行けない	学校など）近くの小中	避難場所	い	法	災害時の緊急の連絡先がわからない	災害時の情報入手や連絡の手段がない	特にない	その他	不明・無回答
下段：%											
厳原校区 (N=128)	75 58.6	15 11.7	48 37.5	30 23.4	19 14.8	4 3.1	16 12.5				
久田校区 (N=48)	20 41.7	4 8.3	14 29.2	11 22.9	13 27.1	1 2.1	7 14.6				
豆酸校区 (N=20)	10 50.0	4 20.0	6 30.0	6 30.0	2 10.0	2 10.0	4 20.0				
佐須校区 (N=22)	11 50.0	2 9.1	6 27.3	6 27.3	6 27.3	1 4.5	2 9.1				
雞知校区 (N=71)	39 54.9	8 11.3	15 21.1	11 15.5	18 25.4	0 0.0	7 9.9				
今里校区 (N=11)	2 18.2	1 9.1	5 45.5	2 18.2	1 9.1	0 0.0	4 36.4				
大船越校区 (N=22)	10 45.5	2 9.1	4 18.2	6 27.3	5 22.7	1 4.5	2 9.1				
浅海校区 (N=17)	4 23.5	6 35.3	2 11.8	1 5.9	7 41.2	0 0.0	2 11.8				
豊玉校区 (N=64)	24 37.5	11 17.2	15 23.4	14 21.9	22 34.4	2 3.1	3 4.7				
旧加志々校区 (N=15)	5 33.3	3 20.0	3 20.0	3 20.0	5 33.3	0 0.0	2 13.3				
西部校区 (N=16)	6 37.5	3 18.8	3 18.8	1 6.3	6 37.5	0 0.0	2 12.5				
東部校区 (N=29)	11 37.9	4 13.8	8 27.6	3 10.3	10 34.5	3 10.3	1 3.4				
仁田校区 (N=11)	7 63.6	1 9.1	2 18.2	1 9.1	3 27.3	0 0.0	1 9.1				
旧久原校区 (N=6)	4 66.7	0 0.0	2 33.3	3 50.0	0 0.0	0 0.0	1 16.7				
佐須奈校区 (N=15)	9 60.0	3 20.0	5 33.3	2 13.3	3 20.0	0 0.0	2 13.3				
佐護校区 (N=14)	5 35.7	2 14.3	6 42.9	6 42.9	3 21.4	2 14.3	2 14.3				
旧南陽校区 (N=11)	2 18.2	0 0.0	1 9.1	4 36.4	4 36.4	1 9.1	2 18.2				
比田勝校区 (N=60)	26 43.3	6 10.0	15 25.0	6 10.0	21 35.0	2 3.3	5 8.3				
旧豊校区 (N=16)	8 50.0	2 12.5	7 43.8	5 31.3	6 37.5	0 0.0	1 6.3				
わからない (N=8)	5 62.5	2 25.0	3 37.5	2 25.0	1 12.5	0 0.0	0 0.0				

校区別にみると、今里校区、浅海校区、佐護校区、旧南陽校区を除き、「避難場所がどこかわからない」が最も高くなっています。

問 地震や台風などの災害発生時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。

<複数回答>
N=666



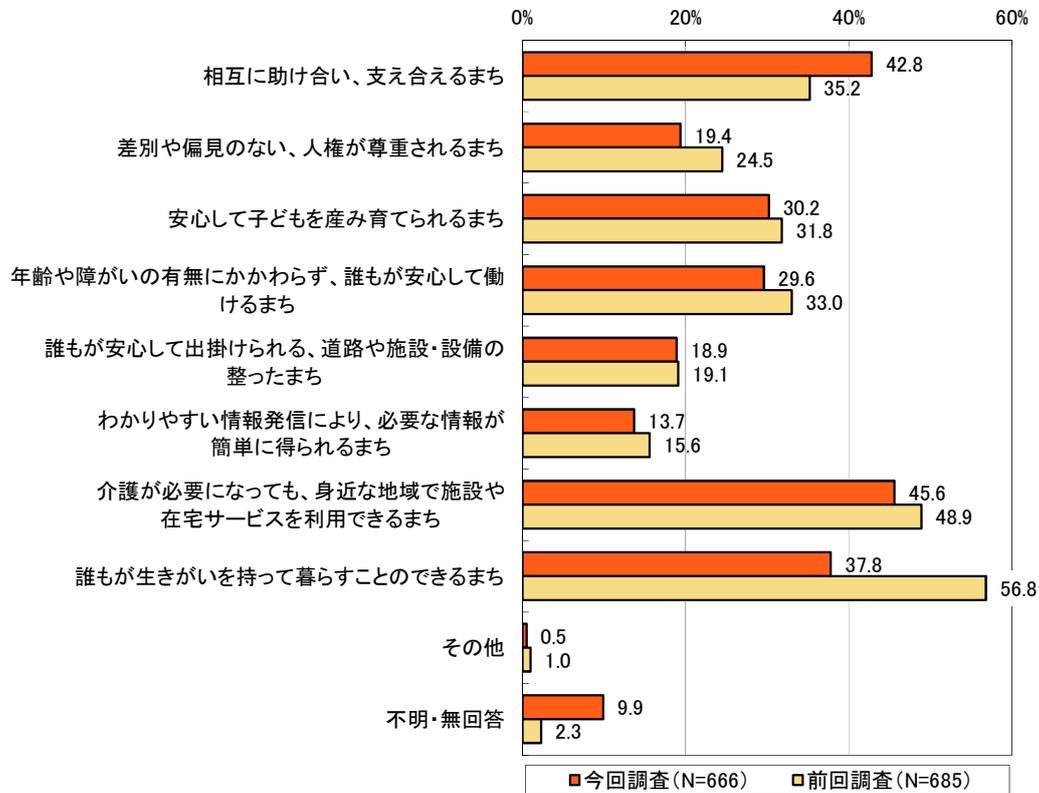
危険箇所の把握を重要と思う人が約6割

「危険箇所の把握」「日ごろからの隣近所との挨拶、声かけや付き合い」が特に高くそれぞれ56.6%、48.0%となっています。

(5) これからの対馬市の福祉のあり方について

問 あなたは対馬市をどのような福祉のまちにしたいですか。

<複数回答>



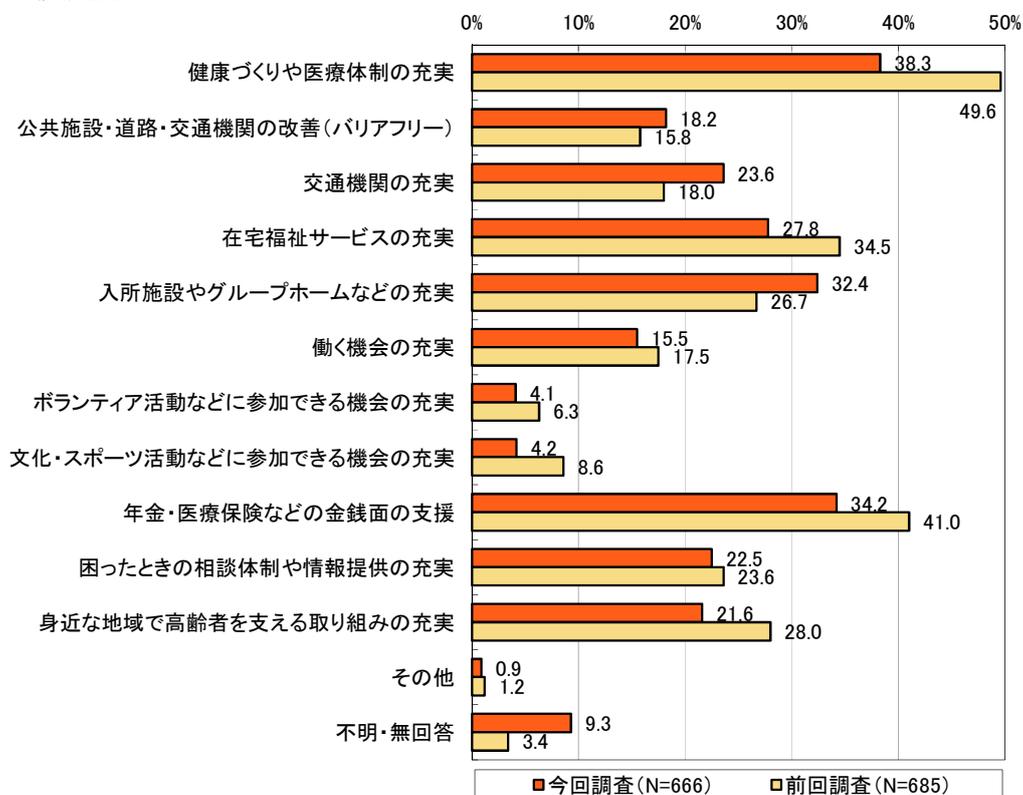
施設・在宅サービスや相互の助け合いが4割以上、一方生きがいは大きく減少

「介護が必要になっても、身近な地域で施設や在宅サービスを利用できるまち」が最も高く45.6%となっていますが、前回調査より若干減少しています。次いで「相互に助け合い、支え合えるまち」が42.8%となっていますが、前回調査よりやや増加しています。

一方、「誰もが生きがいを持って暮らすことのできるまち」は前回調査では最も割合が高かったものの、今回調査では約2割と大きく減少し、37.8%となっています。

問 高齢者にとって住みよいまちをつくるために、今後、対馬市においてはどのようなことが重要だと考えますか。

〈複数回答〉



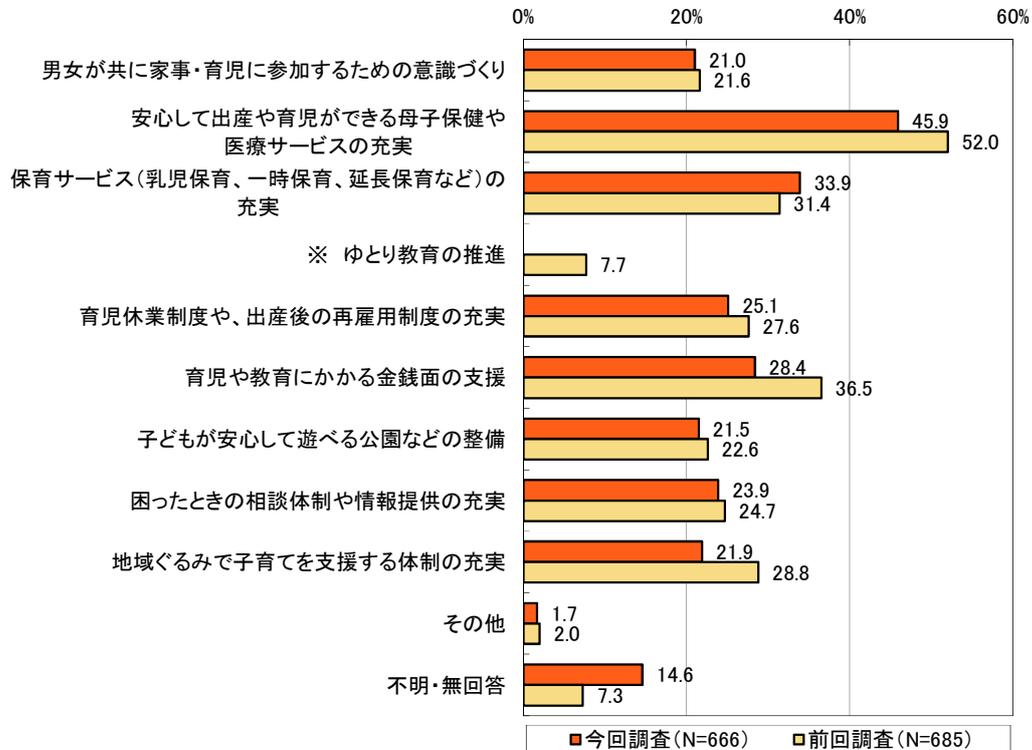
健康や医療については前回より1割程度減少、介護施設についてはやや増加

「健康づくりや医療体制の充実」が最も高く、38.3%となっていますが、前回調査より約1割と大きく減少しています。次いで「年金・医療保険などの金銭面の支援」が34.2%となっていますが、同様に前回調査よりやや減少しています。

一方、「入所施設やグループホームなどの充実」が32.4%、「交通機関の充実」が23.6%と、前回調査よりやや増加しています。

問 子どもが健やかに育つために、今後、対馬市においてはどのようなことが重要だと考えますか。

<複数回答>



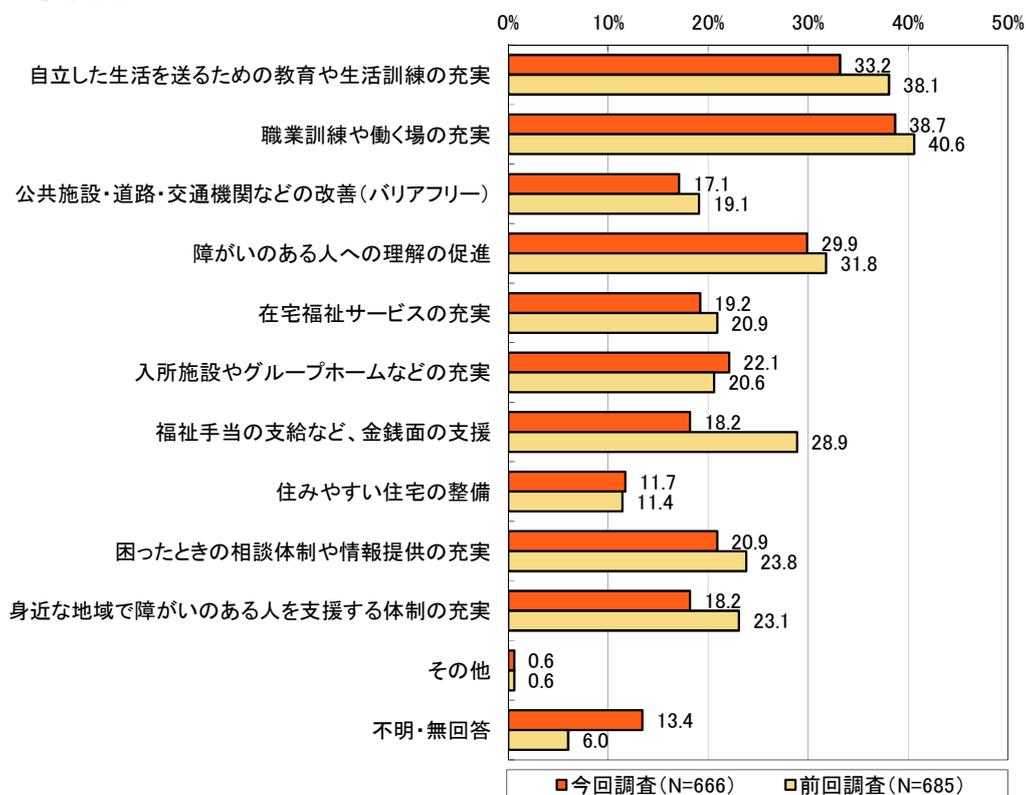
※ゆとり教育の推進は前回調査のみの選択肢

母子保健や医療サービスを重視する人の割合が4割を超えるが、前回より減少

「安心して出産や育児ができる母子保健や医療サービスの充実」が最も高く、45.9%となっていますが、前回調査よりやや減少しています。次いで「保育サービス（乳児保育、一時保育、延長保育など）の充実」が33.9%となっており、前回調査より若干増加しています。

問 障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために、今後、対馬市においてどのような取り組みが重要だと考えますか。

<複数回答>



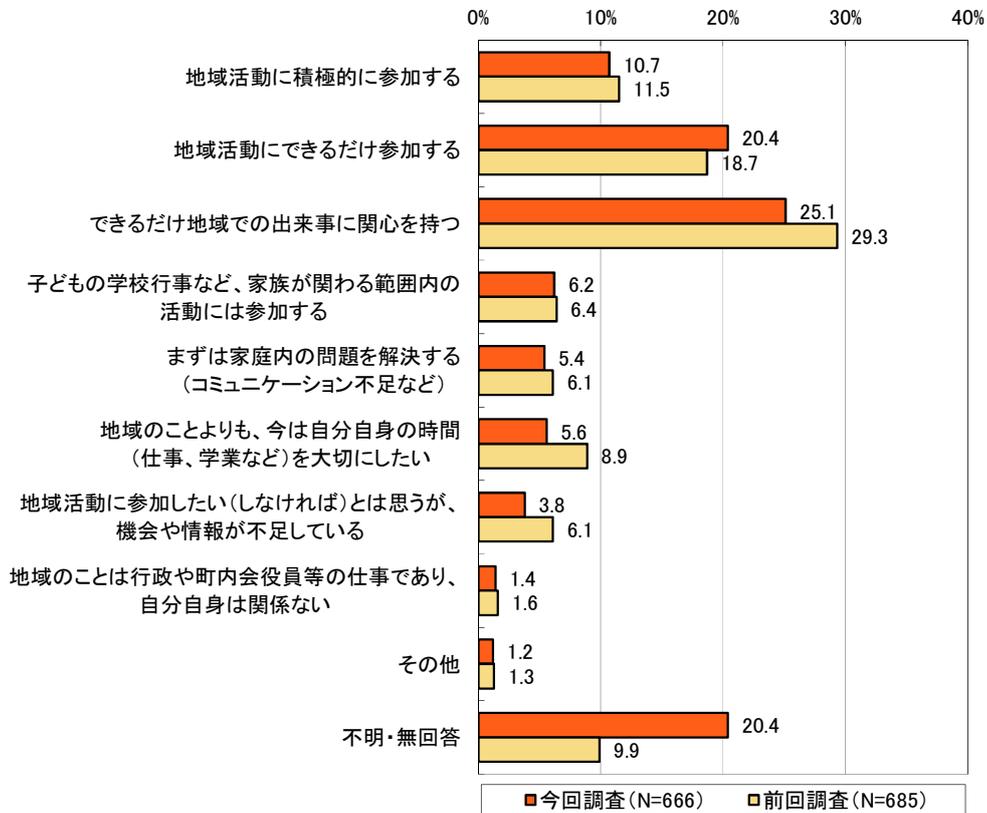
職業訓練や働く場の充実が重要と思う人の割合は4割以上

「職業訓練や働く場の充実」が最も高く、38.7%となっていますが、前回調査より若干減少しています。次いで「自立した生活を送るための教育や生活訓練の充実」が33.2%となっており、同様に前回調査よりやや減少しています。

また、「福祉手当の支給など、金銭面の支援」は18.2%と、前回調査より約1割と大きく減少しています。

問 住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、市民としてあなたができることはどんなことがあるとお考えですか。

<複数回答>



地域の出来事に関心を持つことができると思う人が2割以上

「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」が25.1%となっていますが、前回調査より若干減少しています。次いで「地域活動にできるだけ参加する」が20.4%となっており、前回調査より若干増加しています。

2 ヒアリング調査結果にみる現状・課題

(1) 高齢者福祉

<交通手段>

車の運転ができない高齢者は、買物、通院、行政などの外出に不便を感じているとの意見が多くありました。外出したくても、交通手段が十分に供給されておらず、最寄のバス停までが遠いため、移動が困難であるということから、高齢者の積極的な外出ができるよう、交通手段の充実が求められています。

<認知症>

外出時の不安から、家庭内で過ごす人が多く、地域との関わりも少ないため、発見も遅れるといった意見がありました。認知症の高齢者が増加しているので、専門職からの助言や早期発見が求められています。

<家族のきずな>

家族が仕事のため、高齢者を日中一人にしたり、家族での食事や会話がなかったりなど、家庭内での高齢者の孤立がみられ、家族間のきずなの問題を指摘する意見がありました。

<食事や身の回り・健康>

食事や身の回りのことが十分にできなくて困っていることや経済的な理由で、通院や服薬を控えたり、食生活における栄養バランスが不安定であるといった日常生活や健康面での課題もうかがえます。

<高齢者世帯の増加・見守り>

高齢化が進む中で、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦世帯の増加に伴って、老々介護が増えてきているといった意見がありました。災害時の支援に不安を感じる人も見受けられ、安否確認や地域での見守り体制を整え、地域の横のつながりや災害時に備えて関係者で情報を共有することが必要です。

<介護保険・福祉サービス>

経済的な問題や情報の不足、認定基準などにより、適切にサービスが利用できない高齢者がいるという意見がありました。

<地域活動・交流の場>

元気な高齢者は、ゲートボールやグランドゴルフといった活動に参加している一方、地域活動に参加しない高齢者も多く、身近で気軽に集まれ、ふれあえる場づくりが求められています。

(2) 児童福祉・子育て支援

<子ども自身>

自分の意見が言えない、人の話が聞けないなど、相手とのコミュニケーションがうまくできない子どもが増えているといった意見がありました。正しい言葉づかいが身につかず、乱暴な言葉を使う子どもが増えたとも考えられています。

遊びの面では、ひとりでゲーム中心の遊びで、友達と遊び慣れていない様子もみられます。また、親がおこづかいを与えすぎて、金銭感覚がない子どもや物を大事にしない子どももいるといった意見もありました。

<家庭環境>

核家族化や共働き家庭の増加に伴って、家庭内でのコミュニケーションの不足や親中心の生活のため、子ども自身の生活スタイルも変化している状況がうかがえます。子育ての仕方やしつけがわからない親も多く、子どもを甘やかす家庭環境も見受けられます。家庭での食事のバランスが悪そうな肥満の子どもが多くみられ、健康問題も危惧されています。

<子どもを取り巻く地域>

地域の人の子どもへの関心はある一方、以前は地域の中で子どもを預けたり預かったりしながら子育てはしていたものの、近年では教育に対する考え方の変化や近所付き合いの減少から、子どもに声すらかけづらい雰囲気があり、地域の中での子育てが難しくなっています。しかし、学校でのいじめや家庭での虐待の解決も地域の協力が不可欠になります。

また、子どもが外で自由に遊べる場所が少ないや同世代・世代間の交流が少ないとの声があるとともに、子ども向けのイベントの参加者が島外の人が多いなどの状況もうかがえます。自然にふれる体験や伝統的行事など、子どもたちがさまざまなことを体験することや地域とのかかわりをもつことが求められています。

<学校に関すること>

子どもの登下校については、学校の統廃合により、自転車通学が増え、無灯火や複数での併走など交通ルールが守られていない子どもや通学路の危険箇所があるなど、安全面で心配を感じるといった意見がありました。通学路に歩道がない箇所があることから、子どもの通学環境の改善が求められています。

また、学校・家庭・地域がもっと連携してほしいといった意見もありました。

<子育て支援>

どのような子育てサービスがあるかわからない人やサービスの本質を理解して利用する人が少ないといった意見がありました。子育てに関するサービスや活動内容についての情報提供の充実が求められています。小児科など医療体制の確保や難病や発達障害を持つ子を抱える親への支援などきめ細やかな支援が求められています。

子育てサークルなどが充実してきている一方、人材確保が課題となっています。

(3) 障がい者福祉

<雇用>

障がいのある人が働ける場所・機会が身近な地域で少なく、就労支援の充実を求める意見がありました。企業等への障がいのある人に対する理解の促進が必要です。

<福祉教育>

障がいのある人とふれあう機会が少なく、障がいや障がいのある人への理解が進んでない状況がうかがえます。また障がいのある人やその家族の中には、障がいを公にすることに否定的な考え方や雰囲気があるようです。障がいのある人がどのような支援をのぞんでいるか、や地域の人等がどういった支援をすればよいかわからないといった意見もありました。

<福祉のまちづくり>

公衆トイレや車いす、杖でも安全に歩ける道路環境などへのバリアフリー化、気軽に集まることができる場所や施設の整備が求められています。また、災害時の支援についても心配であるといった意見もあり、災害時の支援体制の整備が必要です。

<福祉サービス・相談体制>

障がい福祉サービスについて、どのようなサービスがどのように利用できるかわからないや、障がいのある人やその家族がサービスに関して十分な情報を得られていない状況がうかがえます。また、個人情報保護などにより、障がいのある人の実態を把握しにくい状況にあるようです。障がいのある人の実態を把握するとともに、相談機関体制の整備・周知が必要です。

<地域生活>

経済的な負担や情報不足、あるいはサービス提供基盤が充分でないため、障がいのある人が必要なサービスを適切に利用できていない状況がみられます。支援の必要な子どもにおいては、早期発見・早期療育が望まれており、あわせて保育所や幼稚園などに入りやすい環境が求められています。また、障がいのある人の親も高齢化しており、親亡き後が心配である意見がありました。

交通手段がないため外出ができない状況もみられ、移動手段の確保が必要です。

<交流とふれあい>

障がいのある人や家族は、さまざまな活動への参加の機会が少ないため、地域社会との交流やふれあいが不足している状況がうかがえます。障がいのある人や家族が、気軽に集まれる場や地域の人とふれあえる機会の充実が必要です。

3 課題のまとめ

アンケート調査やヒアリング調査などから、本市がさらに地域福祉を進めていく上で、今後、特に力を入れるべき課題として、次のようにまとめました。

(1) みんなで取り組む地域福祉の推進

福祉への意識は、7割を超える市民が関心をもっており、関心の高さがうかがえる一方で、近所付き合いの希薄化や地域での活動が減少している状況です。また、日常生活で困っていることでは、移動手段や買い物支援が多い状況です。今後、市民が福祉の担い手としての意識を高め、お互いを理解し合い、一人ひとりができることをできる方法で取り組んでいくことが必要です。

(2) 地域ネットワークによる支え合いの構築

福祉サービスを利用する際は、行政の担当部署や社会福祉協議会、また、地域の民生委員・児童委員等の相談窓口がありますが、相談場所や方法がわからないや相談窓口があっても行くことのできない人などさまざまな状況があります。地域における問題は、身近な地域でないと早期発見できないので、公的な相談支援体制を充実するとともに、関係機関・関係団体・地域のネットワークを強化し、身近な地域における見守り体制の構築が必要です。

(3) 安全で安心できる地域づくりの推進

東日本大震災をきっかけに、改めて、地域の防災対策の重要性が認識されていますが、アンケート調査では、6割を超える市民が避難場所を知らない状況となっています。災害発生時の備えとして、日ごろからの声かけや付き合い、危険箇所の把握があげられていることから、今後、避難体制や要援護者への支援体制の整備を行うとともに、災害時に備えた地域活動を促進していくことが必要です。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と将来像

地域に暮らす住民同士が、お互いのことを尊重し、思いやる気持ちを持つことは、誰もが健やかに、安心して暮らせるまちづくりの基盤となる大切なものです。また、本市においても、社会情勢の変化や少子高齢化に伴い、市民の生活課題・福祉課題が多様化・複雑化する中では、公的サービスに頼るのではなく、自分たちの住む地域は自分たちの力で良くしていこうという自らの意思によって、問題解決を図るための努力がこれまで以上に必要となります。同時に、そのための自己選択・自己決定を支援するための仕組みづくりも大切です。

誰もが愛着のある住み慣れた地域で幸せに暮らしていくためには、地域に暮らす住民同士がお互いに助け合い、支え合うことで、「安心感」が生まれ、誰もが地域社会の一員として「自立」した生活を送ることができるのではないのでしょうか。

そのためには、私たちの身近なところでのふれあいを大切にしながら、お互いを理解して、支え合うことが重要であり、それが地域福祉の向上のための基本になると考えます。

以上の基本理念を踏まえ、本計画では、前計画に引き続き以下のように将来像を掲げ、計画の推進を図るものとします。

**ふれあい・わかちあい・支えあい
みんなでつくる幸せつしま**

2 基本目標

将来像の実現に向け、次の4つの基本目標を掲げます。

(1) みんなで支え合う地域づくり

地域福祉の基本は、地域住民誰もが、自分が地域社会の一員である意識を高め、お互いを理解し合い、一人ひとりができることをできる方法で実行していくことです。そのため隣近所と日頃からの付き合いや助け合いが行われる地域づくりに取り組み、地域における交流活動が盛んに行われる場づくりや、ボランティア・NPO等の福祉活動を進めていきます。

(2) 自分にあった支援を受けながら暮らせる地域づくり

支援を必要とする人が、その人にあった支援を受けられるようにするためには、地域住民の協力や行政担当部署や社会福祉協議会をはじめとする福祉事業者などが、お互いに連携することで、相談体制および情報提供体制を充実します。また、身近な地域でないと早期発見できない諸問題については、地域のネットワークを強化し、地域における見守り体制を充実させることに取り組みます。

(3) 柔軟な福祉の取り組みが行われる地域づくり

本市の地域性を踏まえ、地域資源を地域住民の知恵や工夫によって活用されるよう取り組みます。また、誰もが自らの意思により、自分らしくさまざまな活動に取り組むことができるよう進めていきます。

(4) 安心して住みよい地域づくり

防災・防犯に向けた地域連携を促進し、避難体制や要援護者への支援体制の整備に取り組みます。誰もがいつまでも暮らし続けていけるよう、医療体制の充実、ユニバーサルデザイン、バリアフリーの地域づくりや環境保全を重視した住環境づくりに取り組みます。

3 取り組みの体系

基本理念	基本目標	施策の柱	取り組み
ふれあい・わかちあい・支えあい みんなでつくる幸せしずま	1 みんなで支え合う地域づくり	(1) 住民の自立意識の高揚	①一人ひとりの自立 ②家庭の育児力の強化 ③家庭の介護力の強化 ④家庭内のふれあいの促進
		(2) お互いさまの地域づくり	①近所付き合いの促進 ②地域でともに生きる意識の共有 ③地域ぐるみの子育ての促進
		(3) ふれあいの場づくり	①世代間交流の促進 ②地域活動等の促進 ③地域サロンやサークル等の活性化
		(4) ボランティア・NPO等の福祉活動の推進	①ボランティア等の人材育成 ②ボランティア等の活性化・ネットワーク化
	2 自分にあった支援を受けながら暮らせる地域づくり	(1) 相談支援体制づくり	①地域の実態の把握 ②相談窓口の充実
		(2) 情報提供体制の充実	①全ての人に確実に伝わる情報提供の推進
		(3) 安心して利用できる福祉サービスの充実	①保育体制の確保 ②高齢者の自立的な生活の支援 ③障がいのある人の自立的な生活の支援 ④制度の適切な利用・運営
		(4) 利用者の権利擁護	①成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用促進 ②権利擁護のための相談支援体制の充実
	3 柔軟な福祉の取り組みが行われる地域づくり	(1) 今ある地域資源の活用	①遊休地・施設の活用 ②遊び場の創出
		(2) 誰もがいきいき活躍できる場づくり	①障がいのある人の活躍の促進 ②高齢者の活躍の促進
	4 安心して住みよい地域づくり	(1) 防災・防犯に向けた地域連携の推進	①防災・防犯に向けた地域連携の推進
		(2) 適切に医療を受けられる地域づくり	①適切に医療を受けられる地域づくり
		(3) ユニバーサルデザイン、バリアフリーの地域づくり	①ユニバーサルデザイン、バリアフリーの地域づくり
		(4) 快適な住環境づくり	①快適な住環境づくり

第5章 取り組み内容と役割分担

1 みんなで支え合う地域づくり

(1) 住民の自立意識の高揚

取り組み方針

地域福祉は、地域の全ての主体が協力して誰もが幸せを感じられる地域づくりを進めていくことをめざすものです。そのためには、まず一人ひとりの住民が自立の意識を持つことが必要です。また、それぞれの家庭が地域社会と関わり合いながら、あるべき姿を意識していくことが必要です。

ヒアリング調査では、核家族化や共働き家庭の増加に伴って家庭内での会話不足やコミュニケーション不足などの意見があがっており、特に、子どもや高齢者を取り巻く家庭環境に関する課題がみられました。

このため、一人ひとりが自立する力や家庭の育児力・介護力、家庭内のふれあいを高めるための取り組みを行っていきます。

具体的な取り組み

① 一人ひとりの自立

私や家族が取り組むこと（自助）

- ・望ましい生活習慣を身に付ける。
- ・自分の健康は自分で守る意識を持つ。
- ・身の回りは衛生的に保つようにする。
- ・できること、できないことを自分で判断する。
- ・サービスに頼りすぎないよう自分でできることは自分でする。
- ・公的サービスに頼るだけでなく、民間のサービスも利用する。
- ・信頼できる友人を持つ。

地域で取り組むこと（共助）

- ・地域で自主的に健康づくりを行う。
- ・地域で日常生活に困っている人を把握する。
- ・社会福祉協議会等の活用を図る。

行政が取り組むこと（公助）

- ・生活の自立支援のための学習機会を市民が参加しやすいように提供する。
- ・地域での健康づくりへの支援を充実する。
- ・公的サービスや民間サービス等の情報を収集して、情報提供する。

② 家庭の育児力の強化

私や家族が取り組むこと（自助）

- ・親が子どもの見本となるよう行動する。
- ・しつけは親の最低限の義務という意識を持つ。
- ・子どもの成長過程に応じた育児知識の学習を深める。
- ・子どもには愛情を持って厳しく叱れるようになる。
- ・家庭の中で子どもに役割を持たせる。
- ・家庭生活のリズムを整える。
- ・子育てのパートナーとよく協力する。
- ・ゲーム機等の使用について家庭内でルールを決めて、屋外で遊ぶ機会をつくる。

地域で取り組むこと（共助）

- ・地域の育児経験者はアドバイスを行う。
- ・子育てには、地域も協力する。
- ・児童虐待防止のための見守りを意識する。
- ・地域の子育て組織をパートナーとして理解し、ともに協力する。

行政が取り組むこと（公助）

- ・要保護児童対策地域協議会等各種会議で情報交換し、関係機関との連携を強化する。
- ・子ども虐待死亡事例についての検討委員会を設置する。
- ・親子で参加する学習会を開催する。
- ・家庭、学校、地域が連携するように支援する。
- ・子育てに関する情報を提供する。

③ 家庭の介護力の強化

私や家族が取り組むこと（自助）

- ・介護保険、認知症、高齢者福祉及び障がい者福祉等について興味を持ち学習を深める。
- ・祖父、祖母にとって家族は最も身近な存在であることを理解し、支える意識を持つ。

地域で取り組むこと（共助）

- ・高齢者及び障がい者虐待防止のための見守りを意識する。

行政が取り組むこと（公助）

- ・介護保険、認知症、高齢者福祉及び障がい者福祉等についての学習機会を市民が参加しやすいように提供する。
- ・高齢者虐待防止ネットワークを推進・強化する。

④ 家庭内のふれあいの促進

私や家族が取り組むこと（自助）

- ・家庭内でのあいさつから習慣づけをする。
- ・家族のコミュニケーションを深める努力をする。
- ・家族で出かける機会をできるだけ設ける。
- ・「家庭の日」には家族みんなで取り組む。

地域で取り組むこと（共助）

- ・親子で遊べる地域行事等を企画・実施する。
- ・「家庭の日」には地域も協力する。

行政が取り組むこと（公助）

- ・「家庭の日」の趣旨や内容を周知する。
- ・学校と連携して「家庭の日」「教育週間」等の取り組みを行う。



(2) お互いさまの地域づくり

取り組み方針

地域にあるさまざまな課題を地域全体で協力して解決していく「共助」は、昔からある隣近所の助け合いを基礎としています。つまり、「お互いさま」の気持ちで行われる身近な助け合いがあってこそ、地域全体での福祉が成立すると考えることができます。

本市は全体的には、都市部に比べて「お互いさま」の関係は強いといえますが、アンケート調査からは近所付き合いの希薄化がうかがえます。また、団体ヒアリングからは、近所付き合いの減少によって地域での子育てが難しくなっているようです。

このため、隣近所でのあいさつ・声かけなどの促進や地域でともに生きる意識の共有、地域ぐるみの子育てなどを進める取り組みを行っていきます。

具体的な取り組み

① 近所付き合いの促進

私や家族が取り組むこと（自助）

- ・自分から進んであいさつをする。
- ・お互い支え合うという気持ちを持つ。
- ・頼るべきところは気軽に頼る。
- ・自分ができる範囲で地域に協力する。
- ・孤立しないよう、近所の人と交流する。

地域で取り組むこと（共助）

- ・近所の人たちによるちょっとした気遣い、心遣いを促進する。
- ・ともに助け合うことを楽しむ。
- ・買い物やごみ出し等日常生活の手助けは近所の人たちで実施する。
- ・近所同士で、あいさつ等の声かけを積極的に行う。
- ・近所のひとり暮らし高齢者等には声をかけ、健康状態を確認する。
- ・自主的な見守りを行う中で、必要があれば民生委員などに連絡する。

行政が取り組むこと（公助）

- ・地域での近所付き合いや見守りの大切さを周知する。
- ・地域で活動している組織・団体間の情報共有を支援する。
- ・あいさつ、声かけを促進する啓発を行う。
- ・民生委員等の活動を支援する。

② 地域でともに生きる意識の共有

私や家族が取り組むこと（自助）

- ・自分でできることは積極的に参加し、教える。
- ・自分が地域をリードする気概を持つ。
- ・お互いの人権を理解し、差別偏見をなくす。

地域で取り組むこと（共助）

- ・誰もがいずれ支援が必要になることを念頭に、支援が必要な人を自分事として見守る。
- ・色々な人が生活する上で、地域に足りない支援は何なのか話し合う機会を持つ。
- ・地域の人が相談相手、話し相手になる。
- ・学校等と連携しながら福祉教育を推進する。

行政が取り組むこと（公助）

- ・地域の相互扶助の仕組みづくりを支援する。
- ・様々な団体やその活動を、広報誌や対馬市ホームページ、対馬市 CATV 等を活用し啓発する。
- ・支援を必要とする人に対する知識や理解を深めるための周知の方法を工夫する。

③ 地域ぐるみの子育ての促進

私や家族が取り組むこと（自助）

- ・子育てで悩んだら、まず地域の経験者に相談する。
- ・地域の行事には、子どもと一緒に参加する。

地域で取り組むこと（共助）

- ・他人の子どもでも悪いことをした時は注意する。

行政が取り組むこと（公助）

- ・子どもたちの体験学習や社会学習の場をつくり、身体で社会のルールを学習させる。
- ・地域リーダーや地域ボランティアの養成をする。

(3) ふれあいの場づくり

取り組み方針

協力の関係を築くには、まず人と人が知り合うことが必要です。また、人と人同士のふれあいは、安心感や楽しみを生み出します。

アンケート調査では、地域活動が減少している状況がうかがえます。加えて、本市では過疎化の進行により地域内に住む人の数が減っていることや、個を重視したライフスタイルへと変化していることなどにより、住民同士がふれあう機会自体を持ちにくくなっている状況です。特に孤立がちな高齢者や障がいのある人など、誰もが参加できる身近な地域でのふれあいの場が必要です。

このため、世代間交流や地域活動等の促進・活性化を図る取り組みを行っていきます。

具体的な取り組み

① 世代間交流の促進

私や家族が取り組むこと（自助）

- ・ 誰とでも気軽に接する気持ちを持つ。
- ・ 大人と子どもと一緒に活動する機会を持つ。
- ・ 若い世代は高齢者等とのふれあいの機会を持つ。
- ・ 家族で地域の人と活動する機会をつくる。

地域で取り組むこと（共助）

- ・ 世代間の交流の場をつくる。
- ・ 里帰りの時期にあわせ各地区で世代間交流イベントを実施する。
- ・ 昔の遊び等を行うイベントを地域住民で企画する。
- ・ 高齢者が持っている知識・技術を伝承する。
- ・ 職業体験の受け入れ先として、事業所も協力する。

行政が取り組むこと（公助）

- ・ 世代間交流活動を周知する。
- ・ 子どもと地域住民の交流の機会づくりを学校と検討する。
- ・ 中学生や高校生に乳幼児とふれあう体験を提供する。
- ・ 1日職業体験等を企画し、子どもたちに体験させる。

② 地域活動等の促進

私や家族が取り組むこと（自助）

- 大人が隣近所を含めて家族ぐるみの付き合いができるような関係を心がける。
- 地域の行事や集会等に参加する。
- P T Aや地域の行事等に積極的に参加し、子育ての輪を広げる。

地域で取り組むこと（共助）

- 地域の行事には自主的に運営等を行う。
- 仲間に参加を呼びかける。
- 子ども向けのイベント等を行い、子どもたちの仲間づくりを促進する。
- 地域行事の中に親子や異世代で交流できる機会をつくる。
- 地区集会を定期的を実施する。
- 誰もが参加できる地域の行事をつくる。

行政が取り組むこと（公助）

- 各種行事等への参加を呼びかける周知方法を工夫する。
- 誰もが参加できるよう、スポーツ・文化大会等の見直しを行う。
- 障がいのある人及び障がい児が積極的に参加できるようなイベント、講座、余暇活動の場等を検討し、関係機関と連携して提供する。



③ 地域サロンやサークル等の活性化

私や家族が取り組むこと（自助）

- ・趣味などの生きがいをみつける。
- ・地域の中で同じ楽しみや悩みを持つ人たちと積極的にふれあう。
- ・老人クラブ等の組織に積極的に加入・参加する。

地域で取り組むこと（共助）

- ・地域の集会、老人会等へ積極的に誘い合う。
- ・地域によるまちづくりサロンの自主運営を進める。
- ・子育てサークル等に育児経験者が関わっていく。
- ・各地域で自由に話し合える場所を活用する。
- ・各地区でリーダーの子どもを育成し、組織化、遊びの企画、実行を図る。
- ・気軽に参加でき、楽しさを感じられるスポーツの機会を増やす。
- ・定期的にお互いの顔を見てふれあえる場所を増やす。
- ・趣味などを共有できる場所をつくる。
- ・地域内でリーダーの育成をする。

行政が取り組むこと（公助）

- ・地域活動を推進するリーダーを育成する。
- ・地域での交流の場が活用するよう支援する。



(4) ボランティア・NPO等の福祉活動の推進

取り組み方針

住民が地域にある課題の解決に向け実際に取り組みを行おうとするとき、決まった人だけではなく、誰もが活動しやすい仕組みがあることが大切です。

本市には福祉に関するボランティアのグループやNPO団体が多数あります。一方で、生活上の課題に直面している当事者や支援機関からは、地域における手助けを必要とする声もあがっています。今後このような活動に、市民がさらに気軽に参加できる仕組みづくりが必要です。

このため、ボランティア・NPO等の育成や活性化、ネットワーク化等の取り組みを行っていきます。

具体的な取り組み

① ボランティア等の人材育成

私や家族が取り組むこと（自助）

- ・まずは自分から積極的にできることを行う。
- ・家族のボランティア活動への参加を応援する。

地域で取り組むこと（共助）

- ・ボランティア団体等を立ち上げる。
- ・ボランティアの育成を図る。
- ・地域の高齢者等、課題を持つ人に対して支援活動を行うリーダー等を育成する。
- ・ボランティアの受け入れ体制を整備する。

行政が取り組むこと（公助）

- ・ボランティア団体等の立ち上げ・育成・協力・支援を推進する。
- ・ボランティア活動の支援のための助成方法を検討する。
- ・ボランティアの資質向上のための研修会等を開催する。

② ボランティア等の活性化・ネットワーク化

私や家族が取り組むこと（自助）

- ・ボランティア活動へ積極的に参加する。

地域で取り組むこと（共助）

- ・ボランティアサービスをあっせんする仕組みをつくる。
- ・有償のボランティアグループを育成する。
- ・ボランティア連絡協議会を活用する。

行政が取り組むこと（公助）

- ・ボランティアやNPO 団体等の活動を支援する。
- ・ボランティアセンターを周知する。
- ・ボランティアサークル等の情報を発信する。
- ・ボランティア団体への情報提供、ネットワークづくりを支援する。



2 自分にあった支援を受けながら暮らせる地域づくり

(1) 相談支援体制づくり

取り組み方針

生活上の課題を抱えた人が、速やかに解決の方法を見つけるためには、相談相手がいることが重要です。

本市においても、高齢者や障がいのある人、子育て家庭等それぞれの立場の人に対応する相談窓口を設けていますが、十分な活用には至っていません。また、今後は相談窓口と関係機関との連携を強化する必要があります。

このため、さまざまな問題の解決にあたっては、その早期発見・対応が重要であることから、市民にわかりやすい相談支援体制の仕組みをつくるため地域の実態の把握や、相談窓口の充実の取り組みを行っていきます。

具体的な取り組み

① 地域の実態の把握

私や家族が取り組むこと（自助）

- ・ 座談会等へ積極的に参加する。
- ・ 地域のことに関心をもつ。
- ・ 隣近所の様子を気にかける。

地域で取り組むこと（共助）

- ・ 近所で支援が必要な人がいたら、相談にのり相談窓口や民生委員を紹介する。
- ・ 地域での生活課題・困難事例を早期発見し、専門機関につなぐ。

行政が取り組むこと（公助）

- ・ 住民の悩みごとやサービスニーズを各関係機関が収集し共有できる仕組みをつくる。
- ・ 住民の意見募集アンケート等を実施し、ニーズの把握方法を充実する。
- ・ 相談員等の資質向上のための研修会等の開催を検討する。
- ・ 障がいのある人の家族への相談支援を推進する。
- ・ 地域の実態の把握には、関係機関との連携を強化する。

② 相談窓口の充実

私や家族が取り組むこと（自助）

- ・一人で悩まず、身近な人にまず相談する。
- ・困った時の相談窓口や緊急の連絡先などを、自宅の目につくところに貼っておく。

地域で取り組むこと（共助）

- ・身近な地域に相談員を設ける。
- ・民生委員等が定期的に家庭を訪問し、適切な情報収集、相談、アドバイス等を行う。

行政が取り組むこと（公助）

- ・市民にわかりやすい相談支援体制の仕組みをつくる。
- ・「ここらと暮らしの相談室」を推進する。
- ・障がい、子育て等特定の専門分野に対応できる人員配置を検討する。
- ・巡回相談室を利用しやすいように工夫する。
- ・相談支援体制の仕組みにより、関係機関の連携を強化する。



(2) 情報提供体制の充実

取り組み方針

生活上で課題を抱えた人が、何らかの支援を受けるためには、地域ではどのような支援が行われているのか知る必要があります。

本市においても、介護保険等の制度上の福祉サービスのほか、市独自のサービスや、民間による支援の取り組みがさまざまに展開されています。ところが、アンケート調査やヒアリング調査からは、それらの情報がなかなか入手できておらず、情報提供の充実が求められています。

このため、情報の発信方法を工夫しながら、全ての人に確実に伝わる情報提供に取り組めます。

具体的な取り組み

① 全ての人に確実に伝わる情報提供の推進

私や家族が取り組むこと（自助）

- ・ 広報誌、対馬市ホームページ、対馬市CATV及び回覧板等をよく見る。

地域で取り組むこと（共助）

- ・ 地域住民同士で情報を共有する。
- ・ 情報を近所の人たちが知らせてあげようにする。
- ・ 区長、民生委員、社会福祉協議会等の活用を図る。

行政が取り組むこと（公助）

- ・ 各種情報や制度の周知徹底を図る。
- ・ 市民への情報提供の方法を検討する。
- ・ 各種福祉サービス等について、広報誌、対馬市ホームページ、対馬市CATV及び回覧板等でわかりやすく情報や制度を周知する。
- ・ 高齢者及び障がいのある人等にわかりやすい情報発信に努める。
- ・ 地域マネージャー制度を活用し、地区集会への行政情報のお知らせを行う。
- ・ 回覧板や地区ごとの掲示板等を活用する。

(3) 安心して利用できる福祉サービスの充実

取り組み方針

福祉サービスは、子育て家庭、高齢者、障がいのある人などそれぞれの状況に応じた適切なサービスが提供され、安心して利用できるものであることが必要です。

アンケート調査やヒアリング調査からは、福祉サービスの充実が求められており、その一方で、適切にサービスが利用できていない人がいる状況もうかがえます。また、本市は、南北に広大な面積を有するため、サービスの提供体制にやや偏りがみられます。

このため、子育て家庭、高齢者、障がいのある人などのそれぞれの立場に立った支援について、福祉分野それぞれの個別計画を推進していくほか、制度の適切な利用の促進に取り組んでいきます。

具体的な取り組み

① 保育体制の確保

地域で取り組むこと（共助）

- ・ 保育ボランティアを組織する。

行政が取り組むこと（公助）

- ・ 学童保育の充実を支援する。
- ・ 保育園や認定子ども園の充実を支援する。
- ・ 病児・病後児保育を充実する。

② 高齢者の自立的な生活の支援

私や家族が取り組むこと（自助）

- ・ 各種サービスを積極的に利用する。
- ・ 介護保険制度を利用する。

地域で取り組むこと（共助）

- ・ 買い物・移動・食事等は近隣の協力によって対応する。
- ・ 介護サービスで充足しきれない訪問・見守り体制を整える。
- ・ 在宅福祉サービスを推進する。
- ・ 地域に密着したサービスを充実する。

行政が取り組むこと（公助）

- ・ 高齢者の実態とニーズを把握し、必要なサービスを充実する。
（関連計画）高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画
- ・ サービスの地域間格差の解消に努める。

③ 障がいのある人の自立的な生活の支援

私や家族が取り組むこと（自助）

- 各種サービスを積極的に利用する。
- 生活介護、療養介護の積極的利用を図る。
- 障がいのある人への理解を深める。

地域で取り組むこと（共助）

- 自立支援サービスの充実を図る。
- 地域で見守り活動を行う。

行政が取り組むこと（公助）

- 本人が生涯安心して暮らせる地域づくりを関係機関と連携して推進する。
- 障がいのある人の実態とニーズを把握し、必要なサービスを充実する。
（関連計画）障害者福祉計画・第3期障害福祉計画

④ 制度の適切な利用・運営

私や家族が取り組むこと（自助）

- 福祉制度の理解を家族みんなで深める。
- 福祉制度を利用する際は、適切に利用する。

地域で取り組むこと（共助）

- 適切にサービスを提供する。

行政が取り組むこと（公助）

- 制度の周知方法を工夫し、利用者への説明を行う。
- サービスの給付等の決定を適切に行う。
- 専門職の確保を積極的に図る。

(4) 利用者の権利擁護

取り組み方針

選択・契約による福祉サービス利用制度の導入は、利用者とサービス提供者が対等な立場に立つことが前提となっています。しかし、福祉サービスを必要とする人の中には、認知症や障がいなどにより、自らサービスが選択できない人もいます。

こうした人たちのサービス利用を支援する仕組みとして、成年後見制度や日常生活自立支援事業がありますが、本市においても、これらの事業はまだあまり知られていません。

また、実際の福祉サービスの利用にあたっては、相談できる体制を整えることも必要です。

このため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の適切な利用促進や権利擁護のための相談支援体制の充実に取り組みます。

具体的な取り組み

① 成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用促進

私や家族が取り組むこと（自助）

- ・成年後見制度・日常生活自立支援事業等について理解を深める。

地域で取り組むこと（共助）

- ・必要とする人に成年後見制度・日常生活自立支援事業を紹介する。

行政が取り組むこと（公助）

- ・成年後見制度・日常生活自立支援事業を広報誌、対馬市ホームページや対馬市CATV等により周知し、適切な利用の促進を図る。
- ・成年後見制度利用支援事業による後見人報酬の助成事業を検討する。

② 権利擁護のための相談支援体制の充実

私や家族が取り組むこと（自助）

- ・地域包括支援センター、社会福祉協議会等へ相談する。

行政が取り組むこと（公助）

- ・無料法律相談を利用しやすいよう工夫する。
- ・地域包括支援センター等における相談支援を充実する。
- ・個人情報保護を徹底する。

3 柔軟な福祉の取り組みが行われる地域づくり

(1) 今ある地域資源の活用

取り組み方針

少子高齢化が進行する中、地域活動や交流の場として、また、子どもの安全な遊び場として、身近な地域資源を有効に活用していくことが大切です。

アンケート調査やヒアリング調査からは、地域における交流・ふれあいの場づくりが必要であることがうかがえ、加えて、子どもが外で自由に遊べる場所が少ないなどの問題も指摘されています。

このため、地域活動や交流の場として遊休地・施設の活用を図っていくとともに、子どもたちの遊び場の創出についても取り組んでいきます。

具体的な取り組み

① 遊休地・施設の活用

地域で取り組むこと（共助）

- ・地域で利用する施設はみんなが協力して維持管理する。
- ・地区内の公民館を開放し、高齢者と子どもが交流できる遊び場とする。

行政が取り組むこと（公助）

- ・廃校のグラウンドを整備し、地域住民に開放する。
- ・学校の空き教室等を活用し、高齢者と子どものふれあいの機会を増やす。
- ・保育園・幼稚園・学校の園庭・校庭を開放し、地域の行事やスポーツ等が楽しめるようにする。
- ・公共施設の安全点検を実施し、危険箇所を改善する。

② 遊び場の創出

私や家族が取り組むこと（自助）

- ・自分たちで身近な遊び場を探し、その場に応じた遊びを工夫する。
- ・家族みんなで知恵を出し合い、外でできる遊びを考える。

地域で取り組むこと（共助）

- ・地域住民による草刈等で子どもの遊び場をつくっていく。
- ・子どもの遊び場として、地域の公共性が高い施設等の使用を許可してもらう。
- ・遊び場の把握と危険な箇所の点検を行う。

行政が取り組むこと（公助）

- ・既存の公園施設を整備し、遊びやすい環境をつくる。
- ・子育て支援センター事業を推進し、子どもの遊び場を提供する。



(2) 誰もがいきいき活躍できる場づくり

取り組み方針

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが生きがいを持って暮らすことができる地域社会をつくっていくことは、地域福祉を推進していくうえでも大変重要なことです。

アンケート調査では、障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために重要なものとして「職業訓練や働く場の充実」が最も高くなっています。しかし、現在の社会経済環境の中では、障がいのある人や高齢者などの就労環境は大変厳しい状況にあり、意欲のある人の就労に関して、地域全体で支援していくことが求められています。

また、今後もさらなる高齢化が予測される中では、高齢者自身がそれまで培ってきた能力を地域での活動に生かしていくことが期待されます。

このため、障がいのある人や高齢者の活躍の促進に向けた取り組みを行っていきます。

具体的な取り組み

① 障がいのある人の活躍の促進

私や家族が取り組むこと（自助）

- ・自分ができる範囲で地域と交流する。
- ・積極的な就労活動に努める。
- ・地域活動支援センター等の活動に積極的に参加する。
- ・地域の障害者福祉協会、親の会、育成会などに加入する。
- ・障害者福祉協会、親の会、育成会等活動に協力し、意見交換会などの機会を持つ。

地域で取り組むこと（共助）

- ・障がいのある人等が地域で活動や就労しやすい体制づくりに参加する。
- ・企業は障がいのある人への正しい理解を深め、雇用を進める。

行政が取り組むこと（公助）

- ・障がいのある人等が就労または、社会活動へ参加できるよう関係機関等との連携を図る。
- ・働く場を確保するため、企業や施設へのあっせん、紹介の仕組みをつくる。
- ・企業へ障がいのある人の雇用への理解を深めるセミナー等の実施を検討する。
- ・地域自立支援協議会の就労支援部会の立ち上げや就職後の支援機関の整備を検討する。
- ・企業へ国や県の障がいのある人を雇用した場合の支援制度を周知する。
- ・市における物品・役務の調達にあたっては、優先発注を検討するため、福祉的就労事業所や障がい者雇用企業へ説明会を実施する。

② 高齢者の活躍の促進

私や家族が取り組むこと（自助）

- ・シルバー人材センターへ登録する。
- ・地域で何ができるかを考える。

地域で取り組むこと（共助）

- ・高齢者が、地域の人財として活動できる場を提供する。
- ・休耕地を利用し、高齢者の仲間による野菜づくりを行う。

行政が取り組むこと（公助）

- ・シルバー人材センターの広域化を検討する。
- ・地域活動や拠点づくり等を支援する。



4 安心して住みよい地域づくり

(1) 防災・防犯に向けた地域連携の推進

取り組み方針

近年発生した大規模な地震等により、住民の安心・安全への意識が高まりつつあります。しかしながら、アンケート調査では、災害時の避難場所を知らない人が6割以上と高くなっています。今後、災害発生時の備えとしては、危険箇所の把握とあわせて、日ごろからの声かけや付き合いの重要性が高くなっています。

犯罪に対しても不安の声はきかれ、地域ぐるみで防犯に取り組むことが重要であるものと考えられます。

このため、防災・防犯に向けた地域連携をより一層推進し、地域の安全・安心を高める取り組みを行っていきます。

具体的な取り組み

① 防災・防犯に向けた地域連携の推進

私や家族が取り組むこと（自助）

- ・避難場所を家族みんなで日ごろから確認する。
- ・緊急時の連絡先や連絡方法を確認する。
- ・災害時の備蓄を準備しておく。
- ・災害時等のボランティアへ協力する。
- ・研修会等へ積極的に参加する。

地域で取り組むこと（共助）

- ・災害時等に援助を必要とする人の把握に努める。
- ・小地域での災害ボランティア等の体制をつくる。
- ・消防団、災害ボランティア等のネットワークを構築する。
- ・地域の防災マップを作成し、防災訓練を実施する。
- ・社会福祉施設の耐震化等に取り組む。
- ・不審者等の情報を共有する。

行政が取り組むこと（公助）

- ・災害時等に援助が必要な人を地域と協力して把握する。
- ・援助体制の整備を支援する。
- ・災害時の必要物品の備蓄を検討する。
- ・対馬市CATVを緊急通報として活用する。
- ・自主防災組織の立ち上げを推進する。
- ・災害時の避難場所を指定・整備し、周知徹底する。
- ・社会福祉施設の耐震化等の情報を提供する。

(2) 適切に医療を受けられる地域づくり

取り組み方針

地域住民の生活上の課題を解決し、安心して住みよい地域づくりを進めていくうえでは、福祉分野のみならず、特に保健・医療との連携が必要です。

本市では、医療体制の充実に取り組んでいますが、ヒアリング調査において、小児科などの医療体制の確保などきめ細かな支援が求められています。

このため、誰もが適切に医療を受けられる地域づくりに向けた取り組みを行います。

具体的な取り組み

① 適切に医療を受けられる地域づくり

私や家族が取り組むこと（自助）

- ・健康診断を受ける。
- ・かかりつけ医の確保に努める。
- ・応急手当や AED の講習会等に参加する。

地域で取り組むこと（共助）

- ・医療機関などは福祉や保健との連携や医療知識の普及、健康教育の実施に努める。
- ・事業所等で従業員が健診などを受けやすいように職場環境づくりに努める。

行政が取り組むこと（公助）

- ・健康診断の受診勧奨を推進する。
- ・診療所と中核医療機関の機能分担を図り、効果的な医療体制を構築する。
- ・安心して子どもを産めるための助成支援をする。
- ・情報通信網を活用した医療連携システムの導入を検討する。
- ・応急手当、AED の使用法などの普及を推進する。
- ・AED の設置の整備をすすめ、設置場所の周知を行う。
- ・整備された AED の保守・管理を徹底する。

(3) ユニバーサルデザイン、バリアフリーの地域づくり

取り組み方針

誰もが幸せを感じられる地域を実現するには、誰もがそれぞれの能力を生かしながら、社会参加ができる環境を整えることが求められます。そのためには、公共的な施設や道路、公共交通機関などが、誰にとっても安全で使いやすく整備されている必要があります。

本市においては、公共施設等のバリアフリー化を進めていますが、ヒアリング調査等からも道路環境や気軽に集まれる場所や施設への整備が求められており、今後は、より安全で活動しやすい環境を整えていく必要があります。

このため、ユニバーサルデザイン、バリアフリーの地域づくりに取り組みます。

具体的な取り組み

① ユニバーサルデザイン、バリアフリーの地域づくり

私や家族が取り組むこと（自助）

- ・ユニバーサルデザイン、バリアフリーへの理解を深める。
- ・公共施設等のバリアフリー化を要望していく。
- ・自宅のバリアフリー化を図る。

地域で取り組むこと（共助）

- ・地区内でのバリアフリー化等の必要箇所を調査し、バリアフリー化を図っていく。

行政が取り組むこと（公助）

- ・バリアフリー意識の醸成を図る。
- ・公共施設の新設にあたっては、ユニバーサルデザイン化を図る。
- ・公共施設のバリアフリー化に努め、地区のバリアフリー化を支援する。
- ・点字ブロックの整備を充実する。
- ・高齢者、障がいのある人等の住宅のバリアフリー化を支援する。

(4) 快適な住環境づくり

取り組み方針

地域が、誰にとってもいつまでも住みよい場所であるためには、活動がしやすいだけでなく、環境が整い、美しく保たれることが必要です。そのためには、一人ひとりが、美しいまちづくりへの意識を持ち、さらには地域と行政が協働して取り組む必要があります。

本市においては、恵まれた自然環境を地域全体で保全する意識を高めるとともに、地域間を結ぶ道路環境の整備に課題がある状況です。

このため、環境美化や道路環境の改善等の取り組みを行っていきます。

具体的な取り組み

① 快適な住環境づくり

私や家族が取り組むこと（自助）

- ・美しいまちづくりの意識を持つ。
- ・運転手一人ひとりが意識して、交通安全に努める。
- ・一人ひとりが交通マナーを守るように心がける。

地域で取り組むこと（共助）

- ・地域での清掃活動を行う。
- ・地域ゴミステーションをみんなで管理する。
- ・交通安全に関する情報を伝える。
- ・交通安全についての講習会を開催する。

行政が取り組むこと（公助）

- ・ゴミの不法投棄の取り締まりを強化する。
- ・街灯や見通しの悪い場所へのミラーの設置を検討する。
- ・交通安全意識を高めるための啓発を行う。
- ・交通の利便性や安全性の向上を図るため、地域間を結ぶ国道・県道整備の促進、要望に取り組む。

第6章 計画の推進

1 協働による計画の推進

住み慣れた地域で安心して暮らしていく社会を築くためには、地域と行政との協働による取り組みが不可欠です。

このため、本計画の推進にあたっては、行政だけでなく地域福祉のさまざまな担い手が特徴や能力を活かし、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携を図り、「協働」による取り組みを進めます。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。そして、一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守りなど日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域活動やボランティア・NPO活動などに積極的に参加していくことが大切です。

(2) 福祉サービス提供者の役割

地域社会の一員として福祉サービスや医療等を供給する主体として市民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの質・量の確保、利用者の自立支援、サービスや活動内容の情報提供及び周知、他のサービス提供者と連携した取り組みを進めることが大切です。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉推進の中心的役割を担う団体として位置づけられています。このため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において、市民や各種団体、行政との調整役としての役割を担うことが大切です。

(4) 行政の役割

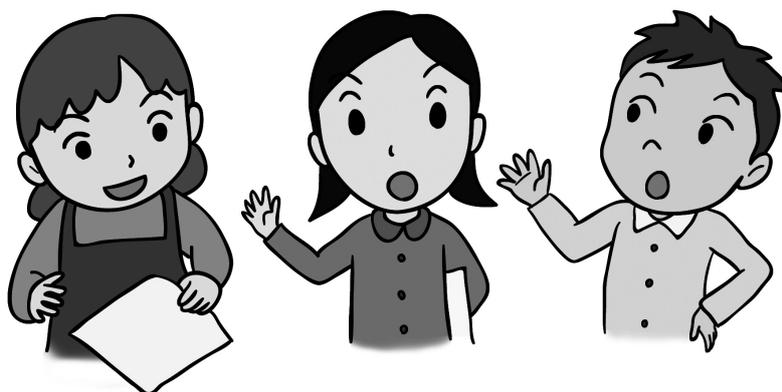
行政は、市民の福祉の向上をめざし、福祉施策を総合的に推進することが重要です。市民や関連機関と相互に連携・協力を図るとともに、市民のニーズの把握と地域特性に配慮した施策の推進に努めます。

このため、福祉課を中心に庁内の関係部署との緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策を推進します。

2 計画の点検・評価

本計画を総合的に推進していくために、各関係機関の代表者で構成する「対馬市地域福祉計画策定委員会」において、地域福祉施策の事業について、毎年の実施状況を把握・整理し、計画の推進状況の点検や評価を行います。

また、本計画の実施状況に係る情報を、広く市民に周知していくため、広報誌や対馬市ホームページ、対馬市 CATV 等、さまざまな媒体を活用して、市民が施策や取り組み内容を十分に理解し、地域福祉を推進できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。



資料編

■ 対馬市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成19年3月30日

訓令第4号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉の推進に関する施策の基本的な計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、対馬市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の推進に関すること。
- (3) その他地域福祉計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉に関する事業に従事する者
- (3) 社会福祉団体の関係者
- (4) 関係官公庁の職員
- (5) 前各号に定める者のほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認められるときは、関係人以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年対馬市条例第42号)により支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年7月31日訓令第42号)

この訓令は、平成20年8月1日から施行する。

■ 対馬市地域福祉計画策定委員会委員名簿

番号	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	対馬市医師会	理事	塩 見 秀 明	
2	親愛こども園	園長	安 田 親 男	
3	介護老人保健施設 結石山荘	事務長	篠 田 保	
4	特別養護老人ホーム わたづみ	施設長	津 屋 秀 則	
5	対馬恵風館	サービス管理責任者	阿 比 留 奈 都	
6	杉の木ホーム	管理者	須 賀 博 司	
7	対馬市社会福祉協議会	事務局長	阿 比 留 泰 之	
8	対馬市民生委員児童委員協議会連合会	会長	俵 敏 彦	副委員長
9	対馬市青少年健全育成連絡協議会	会長	春 田 新 一	
10	対馬市老人クラブ連合会	会長	齋 藤 義 人	
11	精神障害者家族会対馬ひまわり会	会長	山 口 時 男	
12	対馬市身体障害者福祉協会連合会	会長	森 谷 正 文	
13	対馬市手をつなぐ育成会	会長	三 原 叶 也	委員長
14	対馬保健所	地域保健課長	松 本 安 夫	
15	対馬公共職業安定所	統括職業指導官	深 江 誠 司	
16	対馬市教育委員会	教育部長	大 石 邦 一	
17	対馬いづはら病院ソーシャルワーカー		扇 三 男	公募委員
18	老人施設経営者		若 松 久	公募委員

■ 計画策定の経緯

開催日・期間	会議等	主な協議内容
平成 24 年 7 月 30 日～8 月 13 日	アンケート調査	
8 月 30 日	第 1 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の策定にあたって ・ 対馬市の概況 ・ スケジュールについて
9 月 5 日～9 月 18 日	ヒアリング調査	
11 月 1 日	第 1 回実務者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の策定にあたって ・ 対馬市の概況 ・ 地域福祉の現状・課題 ・ 取り組み内容と役割分担
11 月 22 日	第 2 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉の現状・課題 ・ 計画の基本的な考え方 ・ 取り組み内容と役割分担（部会で協議）
12 月 12 日	第 2 回実務者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取り組み内容と役割分担
12 月 26 日	第 3 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取り組み内容と役割分担（部会で協議） ・ 計画の推進（部会で協議）
平成 25 年 1 月 18 日～2 月 18 日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案について市民意見を公募
2 月 28 日	第 4 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果について ・ 主な修正等について ・ 推進に関する各委員からの意見・要望等

■ 用語解説

50音	用語	解説
ア行	NPO（特定非営利活動法人）	市民や民間の支援により社会的な公益活動を行う組織・団体。Non Profit Organization の略。
カ行	高齢者虐待防止ネットワーク	市が実施主体となり、医療、保健、介護保険事業所、司法等の機関で構成し、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する支援を協議する機関。
	高齢者福祉計画・介護保険事業計画	「高齢者福祉計画」は市が定める計画で、高齢社会に対応するための地域の高齢者福祉施策の総合的な計画。「介護保険事業計画」は介護保険法に基づき保険者である市が定める計画で、介護サービスの年度ごとの予測見込み量や、サービスの基盤整備などについて定めるもの。
	コミュニティ	同じ地域に居住して利害をともにし、深く結びついている社会。地方自治体、地域、地域を越えた共同体などであるが、地域住民の相互性を強調している場合には、区別して「地域コミュニティ」という。
サ行	次世代育成支援対策行動計画	市が定める計画で、少子化の流れを変えるために、子どもが健やかに生まれ、子どもを産み育てやすい社会環境の整備をめざし施策の基本的方向を示すとともに、子育て支援、保育対策等の整備目標を設定した計画。
	障害者地域自立支援協議会	市町村が実施主体になり、地域の福祉、教育、労働等々の関係機関を集め、地域における障がい福祉の課題や困難事例への対応、福祉計画の進捗状況等について協議したり、相談支援状況のチェック等を行う機関。障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一つ。
	障害者福祉計画・障害福祉計画	市が定める計画で、「障害者福祉計画」は障がいのある人が住み慣れた地域で、障がいのない人と同じように安心して生活できる環境の実現をめざし、障がい者施策を総合的に推進することを目的とする。「障害福祉計画」は、障がいのある人の自立を支援するために、障害福祉サービスの見込み量等を設定した計画。
	シルバー人材センター	就労意欲のある高齢者に臨時的かつ短期的またはその他の軽易な就業の機会等を確保・提供することで、その能力が積極的に活用されるようにし、これにより高齢者の福祉を増進することを目的として設立される法人。
	成年後見制度	判断能力の不十分な成年者を保護するため、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度。申し立ては、家庭裁判所に行う。

50音	用語	解説
タ行	地域活動支援センター	障がいのある人等を対象として、通所により、創作的活動または生産活動の機会を提供したり、社会との交流を促進したりする施設。
	対馬市CATV	平成22年4月に開局したケーブルテレビ局。情報伝達量が多くて速い光ファイバーケーブルで、市内の世帯を接続しネットワークを形成する。
ナ行	日常生活自立支援事業	社会福祉協議会が実施する事業。判断能力に不安のある人の、個人の尊厳と利用者自身の意思決定を尊重し、福祉サービスの利用手続きや金銭管理を援助することで、誰もが地域で安心して暮らしていきける福祉のまちづくりをめざすための事業。
	認知症	個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性障害により持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになること。大きく、脳血管性のもつとアルツハイマー病に区別される。
	認定こども園	保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。都道府県知事が条例に基づき認定し、親が働いている、いないに関わらず利用できる施設。
ハ行	パブリックコメント	意見公募手続。公的な機関が、規則あるいは命令などを制定しようとするとき、広く公に意見・情報・改善策等を求める手続き。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることでよりよい行政をめざすもの。
	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。
マ行	まちづくりサロン	コミュニティが主体的にまちづくり活動を行ううえで、その活動の拠点となる事務空間・施設。
ヤ行	ユニバーサルデザイン	文化・言語の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。
	要援護者	高齢者世帯、要介護者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人といった災害時にひとりで避難が難しい住民のこと。
	要保護児童対策地域協議会	市が実施主体となり、教育・医療・司法等の機関で構成し、虐待を受ける児童、不登校や非行など問題行動を有する児童の早期発見及び保護並びにその児童や家族への支援の協議等を行う機関。児童福祉法に基づく。

第2期対馬市地域福祉計画

発行年月 平成25年3月

発行 〒817-1201 長崎県対馬市豊玉町仁位 380 番地
対馬市福祉事務所（福祉保健部福祉課）

電話：0920-58-2294 FAX：0920-58-2551

策定協力 (株)ジャパンインターナショナル総合研究所



第2期対馬市地域福祉計画

対馬市